

## 第2回妹背牛町議会定例会 第1号

令和2年6月18日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1) 会務報告
  - 2) 例月出納検査報告
  - 3) 有限会社 妹背牛振興公社の経営状況に関する件
  - 4) ふるさと妹背牛応援寄附運用状況について
  - 5) 町長 行政報告
  - 6) 教育長 教育行政報告
- 4 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度妹背牛町一般会計補正予算（第8号））
- 5 同意第 1号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 6 同意第 2号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 7 同意第 3号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 8 同意第 4号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 9 同意第 5号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 10 同意第 6号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 11 同意第 7号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 12 同意第 8号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 13 同意第 9号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 14 同意第10号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 15 同意第11号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 16 同意第12号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 17 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて
- 18 一般質問
  - 1) 広 田 毅 議員
  - 2) 渡 辺 倫 代 議員
  - 3) 鈴 木 正 彦 議員
  - 4) 石 井 喜久男 議員
  - 5) 赤 藤 敏 仁 議員
  - 6) 宮 崎 博 議員

- 7) 田 中 春 夫 議員  
 8) 小 林 一 晃 議員  
 9) 佐々木 和 夫 議員
- 19 議案第29号 妹背牛町手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
 20 議案第30号 妹背牛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
 条例の一部を改正する条例について  
 21 議案第31号 妹背牛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
 22 議案第32号 妹背牛町介護保険条例の一部を改正する条例について  
 23 議案第33号 妹背牛町介護予防・地域支え合い事業条例の一部を改正する条例  
 について  
 24 議案第34号 工事請負契約の締結について（令和2年度弁天橋橋梁添架管更新  
 工事）  
 25 議案第35号 令和2年度妹背牛町一般会計補正予算（第4号）  
 26 議案第36号 令和2年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
 27 議案第37号 令和2年度妹背牛町介護保険特別会計（サービス事業勘定）補正  
 予算（第1号）  
 28 議案第38号 令和2年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1  
 号）  
 29 発議第 6号 議会改革特別委員会の設置について  
 30 発議第 7号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書  
 31 閉会中の所管（所掌）事務調査の申し出について

○出席議員（10名）

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 宮 崎 博 君   | 2番 渡 辺 倫 代 君  |
| 3番 鈴 木 正 彦 君 | 4番 石 井 喜久男 君  |
| 5番 広 田 毅 君   | 6番 佐々木 和 夫 君  |
| 7番 小 林 一 晃 君 | 8番 田 中 春 夫 君  |
| 9番 赤 藤 敏 仁 君 | 10番 渡 会 寿 男 君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- |         |             |
|---------|-------------|
| 町 長     | 田 中 一 典 君   |
| 副 町 長   | 廣 瀬 長 留 次 君 |
| 教 育 長   | 石 井 美 雪 君   |
| 総 務 課 長 | 滝 本 昇 司 君   |

企画振興課長	廣 澤		勉 君
住 民 課 長	清 水 野		勇 君
健康福祉課長	河 野	和	浩 君
健康福祉課参事	廣 田	龍	子 君
建 設 課 長	西 田	慎	也 君
教 育 課 長	浦 本	雅	之 君
農 政 課 長	廣 田		徹 君
農委事務局長	山 下	英	俊 君
会 計 管 理 者	篠 原	敬	司 君
代表監査委員	菅 原	竹	雄 君
農 委 会 長	瀧 本	賢	毅 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	菅	一	光 君
書 記	山 下	仁	美 君

◎開会の宣告

○議長（渡会寿男君） 皆さん、おはようございます。ただいま議員全員の出席がありますので、これより令和2年第2回妹背牛町議会定例会を開会します。

さきにクールビズに入っておりますので、上着着用につきましては各自の判断でよろしいかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

◎町長挨拶

○議長（渡会寿男君） さきに町長より挨拶の申出がありましたので、ご紹介します。

町長、どうぞ。

○町長（田中一典君） 皆様、おはようございます。田植なども一段落をして、秋の豊作に向けた取組に順調に推移しているということで、私もひとまず安堵をしているところでございます。

定例会開催に当たり、世界中、日本中の新型コロナウイルス感染症で直接、間接に苦しんでおられる方々にまずは心よりお見舞いを申し上げ、また同時に日々最前線で奮闘されております医療従事者の皆様にはご自身や家族にうつしてしまう不安と隣り合わせのお仕事に胸を打たれるものがございます。それにいたしましても国が終息宣言こそ出してはおりませんが、先進国とデータを比較するなら圧倒的な患者数の少なさ、死亡者数の桁違いの少なさに私自身実は驚きを隠せません。国民皆保険のありがたさ、清潔な生活環境も含め何がとは言い切れませんが、幸運に恵まれた国にいることだけは間違いないと感じるこの頃です。

そして、近隣でもいち早く表明されました議員の皆様の6月期末手当10%削減表明の報道により、国や道から感染症対策としての自粛を求められ、不安と孤独な町民の心情、生活に対し、議会が行政と共に連帯の意思をお示しくございましたことに深く敬意を表すものです。テレビ報道によりまして感染症のあおりを受け、不安が渦巻いている町の空気の中で、町民も皆様の速やかな決意表明によって自分たちが気遣われていることを知り、深く勇気づけられたことと思います。行政としましても人心の安定に寄与された皆様の決意に心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

また、全国的な自粛のあおりを受け、深川の北空知広域連花き事業部でも値崩れや取扱量の減少など、厳しい事態が今後も想定されると伺っております。花卉農家も含め、国や道などから下りてくる支援策と協調しながら、コロナと共に歩まざるを得ない今後の妹背牛町の生活空間を皆様と協力して守り続けていく覚悟でございます。

今回新型コロナウイルス関連を含むたくさん的一般質問をいただいております。町民生活を支えようという気持ちの籠もった議員各位のご質問に答える中で、行政の進む方向が少しでも明るいものへとなるよう町民にお示しできる機会をいただきましたことに感謝を申し上げ、定例会開催のご挨拶と代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

- 議長（渡会寿男君） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（渡会寿男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、小林一晃君、田中春夫君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（渡会寿男君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、6月18日と19日の2日間にしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は2日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（渡会寿男君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
1、会務報告、2、例月出納検査報告、3、有限会社妹背牛振興公社の経営状況に関する件、4、ふるさと妹背牛応援寄附運用状況について、以上4件はお手元に配付したとおりでありますので、お目通し願います。

◎町長の行政報告

- 議長（渡会寿男君） 5、町長の行政報告を行います。  
町長、どうぞ。  
○町長（田中一典君） （登壇） それでは、3月の第1回定例会以降の行政報告をさせていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大によりお亡くなりになられました方々に謹んでお悔やみを申し上げます。また、罹患された方々及びそのご家族、関係者の皆様、感染拡大により日常生活に影響を受けている全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、令和2年度の需給調整実施状況についてです。6月3日現在の状況、米の配分面積は2,273.80ヘクタールとなっており、この面積に対する本町の水稲作付面積は2,233.67ヘクタールと40ヘクタールほど不足をしております。全体の転作率

は27.5%になっており、作物等の内訳ですが、例年どおり秋まき小麦が一番多く461.79ヘクタール、次に大豆117.09ヘクタールを中心に作付され、交付金対象外の面積も合わせた転作面積は847.34ヘクタールであり、昨年比41.91ヘクタールの減少となっております。

2番目に、令和2年産計画出荷米の予定数量であります。前年度より1,346俵ほど減少いたしまして、本年度は20万8,120俵となっております。

3番目の水稻の生育状況についてであります。6月1日現在における普及センターからの情報を把握したのによりますと、草丈、葉数、茎数とも平年を若干下回り、遅速日数は1日早いという状況となっております。

4番目に、建設工事の発注状況についてであります。お手元に添付してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

5番目の主な政務につきましては、前段お話をさせていただきましたとおり、この3か月間におきましては新型コロナウイルス感染症予防対策並びに関連施策に終始をしておりましたことをご報告いたしますとともに、その他の政務につきましては後ほどお目通しをお願いいたします。

6番目に、今後予定されている主な行事についてであります。例年開催をいたしておりますもせうし夏まつり、これが開催することができれば本年は40回目の記念すべき年であり、例年よりも一層の盛り上がりを期待していたところではございますが、本年度につきましては新型コロナウイルスの感染拡大防止対策上やむなく中止の判断をさせていただきましたところであり。その他大小様々なイベントや行事を中止、また延期を余儀なくされている状況でございますが、今後の諸行事につきましては感染の状況など町民の安全を第一に考え、併せて経済もしっかり支えていくために、新しい生活様式の中でどういった形で取り組んでいくことができるか十分に検討した上、進めてまいりたいと考えております。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 町長の行政報告を終わります。

#### ◎教育長の教育行政報告

○議長（渡会寿男君） 6、教育長の教育行政報告を行います。

教育長、どうぞ。

○教育長（石井美雪君） （登壇） 2月22日から6月2日までの教育行政についてご報告いたします。

一般庶務関係では、3月23日、第3回教育委員会を開催し、学校医等の委嘱をはじめ、教職員を含む教育委員会職員の人事異動についての報告を行いました。4月9日、第1回空知管内教育長会議では、空知管内教育推進の重点等について協議を行いました。

次に、学校教育関係です。小中学校では、2月27日から春休みを挟みまして5月末日

まで新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い臨時休校となりました。小中学校の卒業式及び入学式では、本人とその保護者のみの参加で執り行われました。3月2日から5月26日のまで6回にわたりコロナウイルス感染症への対応に係るテレビ会議を行い、そしてそれに伴いまして4月23日、5月1日、5月27日の3回、臨時校長会を開催しております。学校評価委員会やその他の会議では、文書会議などで対応をしております。6月1日には待ちに待った学校が再開され、児童生徒の健康状態も良好で、元気に登校しております。

最後に、社会教育関係ですが、3月17日、「英語で遊ぼう」は3密を避けて開催をしております。

その他の事項につきましては後ほどお目通しをお願い申し上げ、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 教育長の教育行政報告を終わります。

◎日程第4 承認第5号

○議長（渡会寿男君） 日程第4、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（滝本昇司君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

お諮りします。承認第5号は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

◎日程第5 同意第1号ないし日程第16 同意第12号

○議長（渡会寿男君） 日程第5、同意第1号から日程第16、同意第12号までの妹背牛町農業委員会委員の任命についての12件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） （説明、記載省略）

- 議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。  
（「なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
（「なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 討論を終わります。  
これより同意第1号を採決します。  
本件は、これに同意することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。  
したがって、同意第1号は、これに同意することに決定しました。  
次に、同意第2号を採決します。  
本件は、これに同意することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。  
したがって、同意第2号は、これに同意することに決定しました。  
次に、同意第3号を採決します。  
本件は、これに同意することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。  
したがって、同意第3号は、これに同意することに決定しました。  
次に、同意第4号を採決します。  
本件は、これに同意することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。  
したがって、同意第4号は、これに同意することに決定しました。  
次に、同意第5号を採決します。  
本件は、これに同意することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。  
したがって、同意第5号は、これに同意することに決定しました。  
次に、同意第6号を採決します。  
本件は、これに同意することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。  
したがって、同意第6号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第7号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第7号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第8号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第8号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第9号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第9号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第10号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第10号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第11号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第11号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第12号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第12号は、これに同意することに決定しました。

◎日程第17 諮問第1号

○議長(渡会寿男君) 日程第17、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○事務局長（菅 一光君） （朗読、記載省略）  
○議長（渡会寿男君） 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） （説明、記載省略）  
○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。  
ここで暫時休憩します。

休憩 午前 9時28分

再開 午前 9時30分

○議長（渡会寿男君） 再開します。

お諮りします。諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

#### ◎日程第18 一般質問

○議長（渡会寿男君） 日程第18、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

最初に、5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） （登壇） 皆さん、おはようございます。通告に従いまして、本定例会においては危機管理、災害発生時の新型コロナウイルスの対応について質問をいたします。

地球規模で新型コロナウイルスが蔓延し、各国はその対応に追われております。我が国においてもかつて経験したことのない事態に手探りでの対応、対策に苦慮しており、終息が見通せない状況下での闘いを強いられております。一方では年明けから全国各地で地震が頻発しており、南海トラフ地震など巨大地震発生を想起させる状況であり、台風、大雨の季節も迎えております。近年では、全国で局地的な大きな災害が発生しており、防災と新型コロナウイルス対策をどう両立させるのか、複合災害とも呼ばれる災害時における新型コロナウイルス対策についてお伺いをいたします。

1点目、災害時避難所での新型コロナウイルスの予防策を含め、対策について伺います。

2点目、避難所で新型コロナウイルスのクラスターが発生した場合の対応についてお伺いをいたします。

再質問を留保して終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（滝本昇司君） 災害時の新型コロナウイルスの対応についてご答弁申し上げます。

1点目の避難所における対策についてでございますが、本町では小中学校をはじめ11か所が避難所及び指定避難所となっております。新型コロナが蔓延する中においては、避難者同士が十分な区画を確保できるよう、これら11か所の避難所を最大限に活用するなど避難者を分散し、感染予防、特に3密の回避に努めてまいりたいと考えてございます。そのような中で現時点における対応でございますが、避難所の開設に際しましては、一般用と発熱、せきの症状がある方用に避難所を区分する、または別棟の避難所に区分する、体育館などの大きな空間では世帯ごとに居住スペースを区分する、避難所内での密集、密接を避けるため通路を大きめに空けることや内部の十分な換気に努めるなどの対応を進めてまいりたいと考えます。一方、避難者や職員などスタッフに対しましても入場前や入場後の検温などの健康管理、マスク着用やせきエチケット、手洗いの励行など基本的な感染対策の徹底に努めるとともに、各避難所には非接触型体温計、アルコール消毒液などの設置を予定しており、このほか数に限りはございますが、間仕切りつき段ボールベッドなども備蓄しておりますので、必要に応じて設置するよう考えてございます。

続いて、2点目の避難所におけるクラスター発生時の対応でございますが、最初にクラスターが発生した場合は直ちに避難所の消毒を行うと同時に、濃厚接触者の特定と別空間への隔離、PCR検査の受検など保健所の指示に基づき実施することとなります。その後、検査結果が陽性ということで感染が確定した場合には、改めて保健所の指示により対応することとなっておりますので、よろしくご理解くださいますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） ただいま課長のほうからご答弁いただきまして、大枠としては理解をできたところであります。

新型コロナウイルスに対するワクチン、またそれに関する専用とございますが、治療薬が現在はまだ残念ながら存在はしておりません。そんな中、町長のご挨拶にもございましたとおり、本町民も不安の消えることのない毎日の生活を送っているところであります。町民の不安を少しでも軽減していくことが行政にも求められますし、また100%の対策はあり得ないわけですから、常に高みを目指しながら対策を講じなければならないと考えます。

1点目の避難所での予防策、対策についてでありますけれども、ご説明あったとおりで

あろうかと思いますが、備品については今般の地方創生臨時交付金135万円を使ってマスクなどを購入する予定でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、これで安心といったことはございませんし、また課長おっしゃるように財政上にも限界があることは認めざるを得ません。また、避難所でソーシャルディスタンス、3密を避けることを実現させることは、これは容易なことではございませんけれども、これらを踏まえて一度質問をさせていただきます。

避難所の備品については、課長おっしゃるとおり、まだ充分だとは考えていないというようなご答弁でありましたけれども、充足していないとすれば何が不足しているのか。備品を用意するに当たってどの程度の災害、また避難者数を想定されているのかをお伺いをいたします。

2点目、課長の答弁にもありましたけれども、避難所の受入れのときに健康状態をチェックして、仕分けるというご答弁もございましたけれども、トリアージと申しますか、避難所トリアージというそうなのですけれども、これを徹底してやらなければ避難所での感染を防止することが非常に難しくなるということが想定されます。また、本町のハザードマップによれば避難所については、ご説明のとおり、11か所、1,060人分を指定しておられますけれども、ソーシャルディスタンスを確保する、また3密を避けるといった措置を取った場合には、それに関わる今言った通路も広く取るというようなお話でしたけれども、どうしてもスペースが必要になります。そういったことから、実際には1,060人分を今の11か所では確保できないということになるかと思われま。

実際に今年の3月、北海道の東部、標茶町でコロナウイルスが拡大しているさなか災害が起こっております。道東の標茶町です。これは、大雨による雪解け水の被害によって町民が避難所に指定されておりました体育館に避難をする事態になったのですけれども、標茶町のハザードマップの想定ではこの体育館に実は500人を収容できるという前提になっていたのですけれども、実際にソーシャルディスタンス、3密を避けるといったような措置を取りました。取ったそうです。そのおかげと申しますか、その結果、500人の想定のところを210名しか収容できなかったと。残りの町民の方については、ほかの施設、避難所に緊急的に移動させたというような事態も実際に起きております。

このように先ほど申し上げましたようにこの11か所では現在本町で想定されている1,060人分の確保は難しいとすれば、どのような方法で、1,060人というその基礎がどこにあるのかちょっと私分かりませんが、これが基礎がきちっとできていて1,060人ということであれば、この人数を確保するにはどうすればいいのか、今現時点でのお考えを伺いたいなと思っておりますし、また一方では避難所をそのほかに11か所以外にたくさん作れば作るほど限られた人員で対応をしなければならないわけですから、十分な対応も困難ではないのかなと思っております。そうすると、今ちまたで言われております分散避難、この後同僚議員からも同様の趣旨の質問が予定されておりますけれども、例えば親戚、知人宅、こういったものをふだんから用意をしていただくと。自己責任にお

いて自分の命は自分で守るということを基本に啓発をしていくのも一つの方法かと思っておりますけれども、分散避難ということも必要と考えておりますけれども、このことについてもどうお考えでしょうか。そのことを踏まえながら、次のことについてご質問をいたします。平時や災害発生時、役場で新型コロナウイルス感染者が発生し、濃厚接触者が多数いた場合、また自宅待機なども考えられますけれども、災害の対応、また一般業務が正常に行えない状況も想定されます。このようなケースを実際に想定されているのか。また、想定されているのであれば、その対応についてお伺いをしたいと思います。

次、2点目ですけれども、先ほど課長答弁ございましたけれども、いま一度お伺いします。先般岩見沢の給食センターで調理員の方が感染されたという事案については皆さん御存じだと思いますけれども、もちろん濃厚接触者、場所柄もあったのでしょうけれども、60人にPCR検査を実施したというような状況になっております。本町も濃厚接触者、また同じ避難所にいた方について感染者が発生した場合の対応についていま一度お伺いしたいと思います。

以上、再々質問を留保して再質問を終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） 今議員さんから再質問ございました部分の私のほうからどのような災害の想定、それと何人ぐらいの避難者規模ということでご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、ご承知のとおり、本町大きな河川が3本ございます。当然大雨による避難ということがまず第一に考えられるのかなというふうに考えております。また、活断層も2本走っているという中では、これも過去ございました地震を想定した中での避難ということ想定しなければならないというふうに思います。

その中で、避難者数をどのぐらいということでございますけれども、最大規模の災害ということをもまず考えなければならないということはもう間違いなことだと思いますけれども、その中で過去の実績としまして、それこそ想定されない災害ですから実績を言ってもあれかと思いますが、63年の災害のとき、水害のとき、これは11区、9区、10区のほうから、ちょっと数字的にはあれですが、二百何十名の方々が老福、そして総合体育館、2泊したという記憶がございます。それとまた、それ以後避難という形がなくて、最近3年前、雨竜川が増水した中で4区、7区、9区の流域の町民の皆さんに避難勧告を出した中で、3世帯9名でしたか、の避難者数であったというようなことでございます。ただ、災害の規模というのは、本当にいつどれぐらいの規模の災害が来るかということが分からない中であっては、やはり町の防災としても最大規模の、ですから3年前でしたか、開発が出した1,000年、100年に1度の規模の水害、このようなことも想定した中で避難所を確保していかなければならないというふうに考えているところでございます。

私のほうからは以上で、あと担当課長のほうからご答弁をさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 総務課長。

○総務課長（滝本昇司君） 最初に、不足する備蓄品の関係でございますが、まず第一に不足されると考えられますのがパーティションの関係と、先ほど申し上げましたが、段ボールベッドにつきましては現在50セットしか備蓄となっていない状況でございます。そんなことで、段ボールベッドにつきましても年次を通しまして購入していきたいというふうに考えてございます。

次に、3密を避けるといいますか、ソーシャルディスタンスの確保ということで、施設の関係でございますけれども、あらかじめ指定した避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図れるよう国からも通知が来てございます。本町としましても災害の種類によりまして臨機応変に対応したいと考えておりまして、その避難所以外の施設としては役場庁舎、町民会館、消防支署、コテージ、農産加工センターなど公共施設の活用も考えてございます。

3つ目に、分散避難ということで親戚、知人宅の活用ということでございましたが、こちらにつきましては啓発、住民周知をしまいたいと考えてございます。

4つ目でございますが、平時、緊急を問わず役場職員が感染した場合等の関係でございますが、空知管内でも先ほど紹介がありましたが、自治体職員が感染するという事例があるほか、他の自治体でも同様のケースが見られております。職員が感染すれば、多くの同僚が濃厚接触者となって行政機能が停止しかねないというおそれもあるため、本町におきましては感染の防止と感染者発生時に備えまして職員用の対応マニュアルを策定したところでございます。その内容でございますが、感染予防策の徹底、感染者発生時と濃厚接触者への対応、施設等の消毒業務の継続ということで、大きく分けて4項目から成るもので、新型コロナによる最悪の事態を避けるべく既に取り組んでいるところでございます。

職員の中でクラスターが出た場合でございますが、今ほど申し上げました職員用の対応マニュアル、そちらのほうに業務の継続ということで、通常の業務の継続が困難な場合には優先的に継続させる業務を選定し、その業務を継続するために必要となる人員、物的資源、マスク、消毒液等になりますが、これらを把握するというふうにしてございます。また、業務継続のため勤務体制、情報共有体制、人員体制を整備するとともに、各課、各グループにおきまして効率的な業務の推進に努めるものとしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） 今課長最後の答弁でありましたように役場での平時、また災害時の対応については、職員用のマニュアルを作成されており、それを基に対応していきたいというご答弁だったですけれども、優先させる、優先させないというお話も今聞かれましたけれども、これは私の個人的な考えですけれども、職員のOBの方も臨時として活用していくといったような、災害とコロナが重なった場合などはそういったことも緊急避難的に考える必要もあるのではないかなと思います。このことについては答弁は要りません。

あくまでも今申し上げたとおり私の私見であります。

最後に、町長にお伺いをしていきたいと思えます。新型コロナウイルス対策と先ほどから何度も申し上げておりますけれども、防災と両立させて、町民の生命、財産を守っていくということは非常に簡単なことではございません。町長、令和2年度の町政執行方針において防災と治水のことについて触れられております。かいつまんで少しですけれども、ご紹介申し上げますけれども、今副町長がお話しになったことも含まれてございますけれども、開発局が公表しました1,000年に1度、累加降雨量361ミリですか、総雨量のことをいうのかなと思えますけれども、このことによって雨竜川が氾濫するという危険性が非常に高いということだと思っておりますけれども、そうなったときに本町のほぼ全域が浸水するとの想定であるということだと思っておりますけれども、このことについて洪水ハザードマップを本町出されておりますけれども、29年でしたか、出されておりますが、この見直しに着手して、町民の生命を守ることを第一義として防災体制の構築を図ってまいりますと述べられております。見直しに着手をされているのでしょうか。

これに加えて、災害発生時の新型コロナウイルス対策ももちろん先ほどから申し上げているとおりに構築をしていかなければなりません。これもさつき副町長が述べられたとおり、過去の本町における大きな災害については、昭和56年の台風12号による大雨で総雨量297.5ミリ、公民館に11世帯41名が避難したという事態もございますし、先ほど副町長おっしゃってございました昭和63年8月の前線による大雨232ミリ、これによって大鳳、小藤、新千代地区に避難命令が発令され、公民館、老福、小学校に90世帯354名が避難する事態となったという過去の歴史もございます。この頃は、全国各地でご案内のとおり1時間に50ミリだとか100ミリだとかという集中的な豪雨が降ることも珍しくなくなってきました。総雨量でも1,000ミリを超えるといったことも毎年のようにどこかここかで発生しております。

また、地震についても、これもまた先ほど副町長述べられてございましたけれども、増毛山地東縁断層帯、それから沼田砂川断層帯、この2本の活断層が本町に関係ある活断層として存在しております。平成7年にはマグニチュード5.7のこれに関係する、このときは増毛の活断層が悪さをしたということであったようですけれども、本町でも地震が、たしか震度4程度の地震があったかと思えますけれども、発生しております。こんなことで家が倒壊するとか、人数的には、これは想定はできませんけれども、500、2,000人規模といった避難所に収容するといった事態にはならないような気がしますけれども、こればかりは分かりませんが、いずれにしても住居がないということになりますとそれに代わるものを用意しなければいけません。また、公住の手当てなども考えていかなければならないと思えますけれども、取りあえず緊急避難的には避難所生活、長期にわたる避難所生活も想定しておかなければなりません。先ほど述べたように雨の降り方などを考えますと、雨竜川の氾濫、こういったことも現実味があるなど。そうすると、先ほど申し上げましたように妹背川のほぼ全域が水没するよというような事態にもなりかねないと

いうことであります。新型コロナウイルス対策も加えて、町政執行方針に町長述べられているように本町の防災、減災対策の見直しを早期にやらなければいけないのではないかなと思いますけれども、町長の認識をお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） ご答弁申し上げます。

ただいま議員からいただいたご指摘のことですけれども、もう6月も半ばになりまして、そろそろ妹背牛としても、北空知としても雨季のシーズンが始まったのかなというところで、総務課を中心にポンプ、それから発電機などをチェックする期日がそろそろ迫ってきております。

先ほど広田議員からまず水害の災害の避難所の割り振り、それから令和が始まって、この新型コロナウイルスがまだ出ていなかった頃は水害だけでよかったのですけれども、今は水害、それから災害の中では地震、そして新型コロナウイルスという内部の問題が出てまいりました。私実は火曜日に滝川の河川事務所のほうに参りまして、これは雨竜川のほうだけではないのですけれども、石狩川のほうの治水のことで樋門管理の水揚げに関していつも札建のほうからポンプ車を出していただいているのですけれども、それだけではもしかするとほかの緊急の場合うちに来ない可能性もあると。そういうことで発電機、ポンプなどを準備できる施策をどこかで探してもらえないかという陳情に総務課長、それから建設課長を伴って行く予定で今時間調整をさせていただいております。それは喫緊の問題なのですけれども、今年度新たに新型コロナウイルスというものが入りまして、避難所生活ががらっと変わってしまいました。ですから、さっき議員ご指摘の千何名という数字は、恐らく半分近くに減らさなければいけない事態にこれからなる可能性が高いと思います。そのことも含めまして、新たに防災計画を今年立てさせていただきたいと、その方向で考えているので、お答えをさせていただきます。

それから、先ほどご自身のプライベートな私見ということでおっしゃられたようではありますが、実際は役場のほうでもこの六十何人という人数をもし分散で仕事させてしまうと、仕事自体が成り立たない現状でございます。ですから、例えばほかの庁舎に行って1日置きでやるとか人員はありませんので、OBの人たちに了承を得て活用する事態も考えているということをお伝えして、ご答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（渡会寿男君） 以上で5番議員、広田毅君の一般質問を終わります。

次に、2番議員、渡辺倫代君。

○2番（渡辺倫代君） （登壇） それでは、通告書に従い、1番目、教育委員会への質問をさせていただきますが、まずもって道からの全国初の臨時休校の要請があり、2月27日より当初は1週間程度の休校に入ったところ、さらに安倍首相の唐突とも言える全国全ての学校へ3月2日から春休みまでの臨時休校要請があり、教育委員会はもとより現場も大変な混乱とご苦労をされたことと拝察しております。結果的には5月31日まで臨時休校は延長され、その間今後の対策と文科省推進のGIGAスクール構想を踏まえ、小中

学校ともに全ての児童生徒へアイパッドが行き渡るように計画されたことは、今後の対応の選択肢を広げられることとなり、敬意を表するところでございます。そのような緊急の懸案の中、例年どおりの会議等も滞りなく進められて決定をされているところですが、先ほど教育長のご報告にもありましたように奨学資金についてお伺いいたしたいと思えます。

既に5月には妹背牛町の奨学資金運営委員会が開かれ、その答申を受けて教育委員会会議において奨学生と奨学資金額が選定されたところではあります。現在新型コロナウイルス感染拡大により、学生生活にも経済的な影響が顕著となったことが報じられております。政府も学生支援給付金という名称にて対応が取られ、また各大学、専門学校もそれぞれに支援体制が取られております。しかし、詳細な条件がついていたり、目的が限られたりしておりますので、妹背牛町の今年の奨学資金を利用されている方へ奨学金の月額の上限額の増額を検討し、備えておく必要があると考えます。現在高等学校以外の妹背牛町の奨学金は月3万円ですが、今後のコロナ感染の状況いかんではアルバイトの減少など修学の困難も予想されることから、2万円増額の月5万円とすると基金残高への影響は少ないと考えます。しかしながら、当然返済額の負担に直結しますので、奨学資金を利用されている方々へ周知し、希望者への措置とされ、事務的な手続きがございますが、早急に体制を整え、希望者には対応できるようにすることが必要かと考えます。

また、現在償還されている方の希望者には奨学金返済猶予期間を設け、その旨をお知らせし、今回のコロナ感染拡大に伴い、このような状況での修学に対して町としても従来どおりではなく、ふるさと妹背牛として後方にて支援している姿勢を示す必要があるかと考えます。いずれも令和3年3月までの特例措置としての対応を考えますが、お考えをお伺いいたします。

次に、これもまた新型コロナウイルス感染拡大に伴う長期化を鑑み、社会福祉協議会への今年度の活動支援について質問いたします。社会福祉協議会法人は、大変厳しい運営状況の中、令和2年度予算においては事業や予算の見直しなど、一定程度圧縮された内容でスタートされました。妹背牛町も社会福祉協議会への人件費において理解を示され、支援を行っておられますが、新型コロナウイルス感染拡大と今後の予測がつかない状況の対応などを考えますと、より細やかな福祉事業の活動を維持するためには町で支える支援体制が必要なのではないかと考えます。

6月5日の道新には、道社協緊急融資1万8,000件申請殺到と出ておりました。これは、新型コロナウイルス感染症を踏まえた主に休業された方、また失業された方に向けた特例貸付けであります。社会福祉協議会は、この道の特例貸付けの窓口であります。無利子で保証人不要ではありますが、対象者の条件等も存在しています。そのような中、受皿、最後のとりでといたしますか、町の社会福祉協議会独自の生活一時金貸付け事業で救済できる方法もあると考えます。これは、9万8,000円を限度として一時金を貸付けし、生活支援を行うものでありますが、令和2年度の当予算は合計50万円であり、昨年度の貸付け件数4件、合計額は31万6,000円と、その数字を考えますと厳しいとこ

ろでございます。今年の世界情勢では、コロナ感染の長期化も含めて生活困窮者等のさらなる対応が求められることも想定されます。法人の運営積立金はゼロという運営が厳しい中、生活一時貸付け事業の活動がスムーズに行えるように、また様々な場面でのコロナ対策に消耗品や非接触体温計など物品を社協独自に必要な経費を賄えるように町として支援が必要と考えます。社会福祉協議会の当町の社会福祉における守備範囲は広く、それをやはり町で支える支援体制が特に今年に必要なのではないかと考えますが、お考えを伺います。

再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 妹背牛町奨学資金についてご答弁申し上げます。

世界規模で新型コロナウイルスが猛威を振るいまして、今なお終息が見えない中、日本各地で学生アルバイトが解雇されまして、多くの学生の学費あるいは生活費に支障を来しております。こうした状況から、文科省では学生支援緊急給付金を創設いたしました。1人当たり10万円、住民税非課税世帯の学生には20万円を支給するというものがございますが、議員ご指摘のとおり、受給には一定の条件があり、全員が受給できる制度ではありません。また、独自で5万円程度の金額を給付するという大学もありますけれども、これも用途に条件等があり、学生の生活を保障する内容とはなってございません。

そこで、ご質問の本町の奨学資金ですが、今回の一般質問通告を受けまして内部協議いたしました。まず、奨学資金の経理状況ですが、本年3月末の基金残は1,136万円となっております。また、令和2年度の奨学資金貸与者は、大学生10名、専門学校生2名、合計12名となっており、年間の貸与総額が360万円となっております。また、令和2年度に見込まれる償還額は572万円であり、年度末の基金残は1,340万円程度が見込まれます。議員もご指摘ございますけれども、近隣では新十津川町でも本年度に限り2万円増額して貸与すると新聞等で報道されておりますが、本町でも2万円を増額して全員に貸与したと仮定し、算定してみますと、年度末の基金残が990万円見込まれます。このことから、一般会計から新たに出資等を受けることなく、基金の範囲内で充分対応できるものと判断しまして、月額2万円を増額して貸与することといたします。ただし、これも議員ご指摘ございますけれども、無利子の貸与であるものの当然返済の負担増となります。また、各大学等から奨学資金借入れしている金額にも影響が出る場合も想定されますので、あくまでも希望者に限った対応とさせていただきたいと考えております。

なお、奨学資金の返済猶予につきましては、奨学資金条例第9条及び同条例施行規則第9条におきまして償還期間の延長等を認める規定がございますので、償還者へ周知を図り、適切に対応していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 私のほうから2点目の新型コロナウイルス感染対策に伴

う社会福祉協議会への支援についてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のように本町の社会福祉協議会は、法人独自の自主財源が少ないため、第2期地域福祉実践計画の進捗評価の中で事業の見直しを進め、地域福祉の推進役として事業を展開していただいております。そうした中で、今回の新型コロナウイルス感染症における事業の自粛において利用収入となる事業がもともと少ないものの、地域住民の触れ合いや支え合いをベースとした事業においては、このたびの自粛により地域住民からも不安の声もございます。そのため、この6月から社協の職員が本年度より計画されていた70歳以上のおひとり暮らしを対象にふれあい訪問を開始したと聞いております。

さて、議員ご質問にあります道の社会福祉協議会の緊急小口資金貸付けの特例措置におきましては、本町は現在電話や来所を含めて相談件数が6件ありました。そのうち現在3件の申請で、1件が既に認定され、2件が審査中となっております。また、議員ご指摘の社協独自の生活一時資金の貸付けにつきましては、2件の相談がありましたが、今申し上げた道社協の1件の申請のほうにつながり、もう一件が社協独自の貸付けを行っております。そうした中で社協独自の生活一時資金の予算額の上乗せであります。当然限られた財源、予算の中で事業を展開しておりますので、今後もしこのウイルス感染症による生活困窮者の相談が増えた場合、貸付けに至った中での予算額の不足や償還の減少が見込まれた場合は、町としても何らかの支援が必要になってくるものと当然認識しております。また、わかち愛ひろばでの事業における感染予防対策におきましても必要な支援はさせていただき考えであり、ご質問にありましたように非接触型体温計等も購入し、利用させていただきになっております。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり、財源が少ない社会福祉協議会が今回の新型コロナウイルス感染症対策において事業展開に支障がないよう町といたしましても必要な支援は引き続きしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

2番議員、渡辺倫代君。

○2番（渡辺倫代君） まず、1番目の教育委員会のご答弁でございますが、2万円の増額として取り組むというご答弁をいただきました。条例等の件もございますので、今後どのような流れとなっていくのかをまず説明願いたいと思います。

それから、返済猶予につきまして、奨学資金条例規則第19条にございますのでというご答弁でしたが、第19条は失業その他事由のために奨学金の返還が困難な者には奨学資金返還猶予願によって相当の期間その返還を猶予するというのが書かれております。その様式9号を見ますと、様式もあるのですが、本人印鑑、連帯保証人印鑑、それから在学証明書その他の証明書の添付とかなっております。このような状態のときに特例措置といいますか、原簿が教育委員会にもあるわけですから、通常の手続よりもう少し簡素に行う方法がないのかなと、それもちよっとお聞きしたいと思います。

それから、奨学金は月ごとに支給されますが、例年だと5月に奨学資金運営委員会があり、その答申を受けて教育委員会が開かれて決定されておりますので、6月ですので、これからの流れを、また条例の件もありますので、お聞きして、どのような感じになるかというのをお答えいただきたいと思います。

それから、2か月以上合わせて支給することができるというのが施行規則第13条へ記されておりますので、既に2か月が経過しておりますので、この2か月をどのように取り扱われるのかということをお答えしていただきたいと思います。

それから、健康福祉課のお答えいただきましたが、社協は、共同募金も今朝皆さん議員の方買わせていただきましたが、共同募金は道へまず一旦そのお金を上げますと、その約7割弱が配分金として戻ってくると聞いております。それは、人口減少などで年々減少傾向にありますし、あと受託事業は受託金にて事業ですし、自主財源というのはそういう配分金と寄附と、あと会費で行われているようでございます。かつて数年前までは積立金がありました。現在はゼロということをお聞きしておりますので、今年のようにコロナウイルス感染拡大に伴っていろいろな様々な制約がある中、やはりコロナ対策として特別に支援が必要なのではないかと重ねて問わせていただきます。

先ほど課長が例えば非接触体温計など備品は既に購入しているというようなご答弁いただきましたが、それはどのような形で購入されたのかお答えしていただければと思います。以上です。

○議長（渡会寿男君） 答弁、教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） それでは、奨学資金の再質問にご答弁申し上げます。

まず、今後の流れということでございますが、議員ご指摘のとおり、妹背牛町奨学資金条例に貸付金額が既に定められておりますので、条例改正により特例措置として附則を追加する形で進めさせていただきたいと考えております。当然議会の議決を要しますが、緊急であるということで専決処分により対応させていただきたいと考えており、次回の議会におきまして専決処分の承認として議案提出いたしますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、貸与につきましては、早急に希望者を集約の上、7月分の貸与分で4月に遡って差額を貸付けするという形で進めさせていただきます。

また、償還猶予につきましても対象者の方に周知させていただきます。特に今年度から新たに償還が始まる方、その方々には就業状況等についてもどのようになっているか確認させていただいて、適切に対処していきたいと考えております。償還猶予につきましては、簡素にというお話でございましたけれども、ある程度今の生活状況というのを確認した上で、その上で簡素にできる部分については簡素にした形で対応したいと考えております。

また、この措置につきましては、本年度限りとさせていただきますけれども、今後新型コロナウイルス感染症による社会情勢がどうなっていくか、これを見ながら、早い段階

で来年度どういうふうに対応するか、それも検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 説明が足りなかったかもしれませんが、再質問にご答弁申し上げます。

非接触型体温計につきましては、議員は社協独自の事業費を社協に負担した中で社協独自で使えるそういった事業費の算出ということで多分ご質問されたと思いますけれども、今回の非接触型体温計の購入につきましては、今回の国の交付金の中で町が一応必要などの非接触型の体温計を購入した中で社協、わかち愛ひろばにも渡すという形でなっております。よろしいでしょうか。社協独自ではなくて、町のほうで用意した中で使ってくださいという、そういう流れで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

いずれにしましても、社会福祉協議会が独自の事業をやっていく中で事業費が足りないというのは議員ご指摘のとおりですので、今後このコロナ対策においても社会福祉協議会がいろんなそういう事業の弊害が出たときには、当然町とそういった話し合いを常に持つように思っておりますし、当然社会福祉協議会の役員の皆様方にもご理解をいただいた中で準備していきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

2番議員、渡辺倫代君。

○2番（渡辺倫代君） 教育委員会のほうも増額して取り組むというご答弁いただきました。そして、先ほど課長が新十津川では既に4万円から6万円という2万円の増額の例を挙げられておりましたが、私も新十津川のホームページを見ましたら、トップに緊急情報と赤で書かれておりました。その緊急情報、赤の部分の横には新型コロナウイルスに関する生活経済支援策となっております、そこをクリックしますと先ほどの奨学資金の拡充も社会福祉協議会への社会福祉資金も一目で見ることができると。町のこととして機能させているのだなというのを感じました。通告書からそれるので、妹背牛のホームページのことは申し上げますが、最後に町長にお伺いしたいと思います。

奨学資金運営委員会並びに答申を受けての教育委員会は5月でございました。そしてまた、社会福祉協議会への支援の件も国からの地方創生臨時交付金、先ほどそのお金でもって非接触型の体温計などを買い、社会福祉協議会のほうに、わかち愛のほうにも回しましたよと課長答弁いただきましたけれども、その地方創生臨時交付金の行財政等特別委員会の審議の折にでも例えば町長からのお話があれば、意を受けて何かしら形となって、特例措置として計画に盛り込むことも可能だったのではないかなと考えます。この6月の議会の質問が出るまでもなく、もちろん今からでも決して遅くはないのですが、専決で臨時議会において終わっていた事案ではないかなと考えるところであります。必要な手立て、支援体制を整えるということは、このような緊急のときだからこそ町長の町政に対する関

心、お考えが問われると考えますが、どのようにお考えか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） ただいまの議員の2番目についての答弁でよろしいでしょうか。国からの今回のコロナ対策に関わる特別交付金というのは、入る目算がもう既に立っております。その中で私たちも財政の中に組み込んで、これを使えるという目算が立っておりますので、わざわざそれとはまた別個にこれを使うということでは二重の財政の持ち出しになってしまいますので、この中で賄えるという判断をさせていただきましたので、こういう形を取らせていただきました。ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 以上で2番議員、渡辺倫代君の一般質問を終わります。

時間が経過しておりますので、ここでしばらく休憩をいたします。なお、再開につきましては10時45分からとさせていただきます。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（渡会寿男君） 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

次に、3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君） （登壇） 通告に従い、一般質問させていただきます。

先ほど来新型コロナウイルスの対応ということでいろいろな角度から質問がされております。私も危機管理についてということで災害対策、特に避難所関連のことに對して質問させていただきます。

まず、妹背牛町洪水ハザードマップに一時避難場所及び指定緊急避難場所として1、農業者トレーニングセンターから6のうららまで、そういうふうな形で指定されておりますが、今回の新型コロナウイルスとの対応を含め、新しい生活スタイルを探さなければなりません。そんなことを考えますと、災害発生時に避難しなければならないとき3密を回避するというので、当然避難所に避難する方もおられましようが、その前の駐車場で車中泊を選択する方もおられるのではないのでしょうか。さらに、情報収集をするためにWi-Fiの活用というのも考えられます。おのずとそうすると役場庁舎周辺にWi-Fiは飛んでいますので、そこに避難される方が増えてくるかと思われます。そこで、質問したいと思います。一時避難所及び指定緊急避難所の管理、また役場周辺の駐車スペースの管理をどのように行うのかをお伺いいたします。

2点目に、先ほどもちょっと言いましたようにWi-Fiが飛んでおります。情報収集のためにスマホ等を使われると思われます。そのときに当然使えば充電もなくなり、それ

を充電する作業も必要になるのではないのでしょうか。そのときにその供給を行うのか、それと行うのであればどのように行うのかをお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（滝本昇司君） 1点目の一時避難所及び指定緊急避難場所の管理等についてでございますが、一時避難所及び指定緊急避難場所とは町民等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設、または場所で宿泊は伴わないもの、一方避難所及び指定避難所でございますが、避難した町民等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れない町民等が一時的に滞在する施設となっております。本町における役場周辺の避難所としては、総合体育館、ペペル、カーリングホールがそれに当たります。そのようなことで、一時避難所ではなく、役場周辺の避難所の管理ということで答弁させていただきます。

まず、災害により避難の必要性がある場合、居住する地区ごとに避難所を指定して避難していただくこととなりますが、車中泊を選択される場合でも、食事等の準備の都合もありますので、それぞれ指定した避難所で受付をしていただきます。この中で車中泊を選択された避難者につきましては、複数人での宿泊における3密のリスクを伝えるとともに、検温など健康チェックのほか定期的に窓を開けるよう換気の徹底など、その実践を促すよう努めてまいりたいと考えます。一方、駐車スペースの管理でございますが、駐車場の利用は避難所への避難者を優先するとともに、駐車のみの場合は通常区画とし、車中泊の場合には車両間は一定の距離を確保し、場合によっては駐車台数の制限も必要と考えてございます。

次に、2点目、スマホ等の充電に係る電源供給の関係でございますが、3密には十分な配慮をしながら各避難所内には専用コーナーを設けまして、電源の提供に努めたいと考えてございます。なお、充電を求める方々が多数の場合には、避難所とは別に例えば役場庁舎の2階など避難所以外の公共施設の開放も必要と考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君） まず、一時避難所と、それから泊を伴うことができる通常の避難所において、まず一時避難所に避難された方が最終的には避難所に移動していただきたいということになるのかなど。そう考えると、取りあえず例えば小学校に避難された方がいると。当然住民区で小学校のほうが近い方は、当然まず最初にはそこに避難されると思います。その後、そこは一時の場所ですから、要するに管理しやすいところに移ってほしいというようなシステムになろうかと考えます。ずっとそこにいられても、結局食事の提供等々も含めるとかなり難しいところが出てくるのかなという感じがします。先ほど広田議員の質問にもありましたように老福センター、保健センター、それから総合体育

館、カーリングホール、ペペル等々を合わせると、千五、六百人ぐらいそこで収容人数がハザードマップには書かれております。その中で、先ほどの質問にもありましたように収容人数を考えると、恐らくいろいろなことを考えなければならないのかなというふうな気がしています。

当然そんな中で先ほど言いましたように密を考えると、車中泊を選択される方が増えると思います。それでまず、その準備として、先ほど車中泊をする車両と車両のスペースを空けていただくとかという答弁もあったのですが、まずそれを誘導して行えるのかと。例えば体育館の中に避難される方の駐車スペースと車中泊をされる方の駐車スペースをどういうふうに管理できるのかなと。それを考えると、恐らく外にも人がいなければならないのかなと、誘導が必要になるのではないのかなと。その駐車ということを考えると、当然緊急車両の通路も準備しなければならないだろうし、例えば透析等で通院が必要な方がいらしたときには優先的に移動ができるような場所に車を置いていただく必要もあるのではないのかなと、そんなことも考えられると思います。先ほど来の質問の中にはなかったのですけれども、ペット連れで来られた方に対する例えば車中泊であったり、今回は避難所の中のことは通告しておりませんので、ペットに対して、ペット連れで車中泊をされたいという方に対するスペースはどうするのかというようなこといろいろ問題が出てくると思います。そうすると、駐車場という広いところの中を区画分けを当初から計画しておかないといけないのではないのかなと。それは、当然住民に周知しておかなければならないことではないのかなというようにも考えますと、準備段階としてもっともっと考えておかなければならないことが山ほどあるのではないのかなというように気がします。当然人員の配置等々も含めながら、大変な頭数が必要になるのではないのかなと。この3密のおかげという言い方は変ですけれども、そのスペースの考え方は当然変わるであろうし、変わらなければならないであろうし、そうすると人もおのずと必要になる。先ほどOBの方を利用するとかというお話でしたが、それでは恐らく足りないのではないのかなと。もっともっと準備段階としてどんなことも考えられるというような準備をされる必要があるのではないのかなということで、再度その辺についてお伺いいたします。

充電のことなのですが、1年ほど前から私もスマホに変えまして、ルーズなものですから真っ赤かになってから充電するのですが、充電時間が1時間半ぐらいかかってしまいます。自分の家であれば、充電をするという作業をするのに電源に接続してほったらかしても大丈夫でしょうが、避難所ということを考えるとその時間と、それから充電作業をしているという安全を考えるとかなり難しい。ただただここでできますよだけでは済まないような気がします。スペースの確保も含めて、もう少し慎重にやっていかなければならないと思いますが、その辺についてのお考えを再度お伺いいたします。

再々質問を留保して終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（滝本昇司君） 車中泊の駐車スペースの関係でございますが、車両間の距離

に関する基準につきましては、具体的にはまだ示されておりませんが、車中泊の場合大きな車は別として極力1人が望ましいということで、駐車スペースも十分な距離が必要と考えます。

また、整理のために職員が常駐することはできないのかといったような内容でございますが、駐車場の管理としては車中泊が多数となる場合は、駐車状況にもよりますが、常駐することは不可能かもしれませんが、必要と考えるところでございます。

また、ペット連れの車中泊者のスペース、こちらについても同じく十分なスペースが必要と考えますし、車中泊については当初よりその体制をつくるべきという、準備が必要だということでございますが、これらにつきましては今後検討協議を重ねてまいりたいというふうに考えてございます。

それと、充電の関係でございますが、充電を求める町民が多数いらっしゃる場合ですとか、時間がかかるという状態では、非常に3密のリスクが大きくなると思われまます。そのような場合には充電中は別の施設で待機いただくか、あるいは車中で待たれるような工夫をして対応させていただきたいと考えますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君） 以前からこのことについてはお話しさせていただいていたのですが、完全と思える準備ということはありません。どれだけ準備をしてもまださらに不備なところは、実際にやってみなければ分からない部分が山ほどあると思われまます。今回は車中泊をメインにお話していますので、これにつきましても正直言うと事前準備の中に訓練が必ず必要になるのではないのかなというところで、この避難訓練につきましては次回以降にまた質問させていただきたいということで、完全なる準備にもっともっとスペース的なものについてもそうですけれども、次回この問題につきましてもまだまだ進めていきたいと思ひております。

再々質問にはならなくて申し訳なかったのですが、以上のことを申し上げて、完全なる準備はないということで、一緒になってこれからも避難所の管理に向かえるようにお互いにやっていきたいと思ひますということを提案いたしまして、終わります。

○議長（渡会寿男君） 以上で3番議員、鈴木正彦君の一般質問を終わります。

次に、4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） （登壇） 通告に従い、質問させていただきます。

1番目、定住促進賃貸住宅建設事業について、募集についてお伺ひいたします。募集期間に誤りがありましたので、修正して質問いたします。昨年度延期になりました定住者促進賃貸住宅建設事業は、今年度は5月1日から6月30日までの募集中であります。今現在個人、法人から何件の募集があるか。もし町内で募集がない場合は、町外も募集対象とすると伺ひていますが、どの範囲でどのように行うのかお伺ひいたします。

(2) に、今後のスケジュールはどのようになるのかお伺いしたいと思います。

2 番目に、インフルエンザ予防について、新型コロナウイルス対策との対応についてお伺いいたします。(1)、新型コロナウイルスの規制は解除されましたが、いまだに感染者や死亡者が発生をしております。インフルエンザは38度以上の高熱が数日続くため、新型コロナウイルスと症状が似ているため見分けがつかないと言われております。国内では、インフルエンザの予防接種率は約50%で、他の予防接種率より少ないのと毎年約1,000万人の方々の感染があります。今後新型コロナウイルス及びインフルエンザの対策が必要だと思いますが、お考えがあればお伺いいたします。

(2)、小中学校は、新型コロナウイルス対策で長期休校となり、夏冬休みも短縮して遅れを取り戻すと聞いておりますが、今後インフルエンザにより学級閉鎖などが起こるとますます教育期間が短くなります。教育関係者のインフルエンザ予防は重要と考えますが、お考えがあればお伺いいたします。

3 番目に、インフルエンザにかからないのが重要であり、予防接種率を上げる等の対策が必要であると考えますが、お考えがあれば伺います。

再質問を留保し、質問といたします。

○議長(渡会寿男君) 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長(廣澤 勉君) 私のほうからは、議員1つ目のご質問の定住促進賃貸住宅建設事業についてご答弁申し上げます。

本年度の当該事業につきましては、募集の対象をまず町内事業者に限定し、年度前には商工会工業部会の皆さんを対象とした意見交換会を開催いたしまして、その中で様々なご意見等をいただきながら、事業内容の見直しを行った上で改めて本年度の募集を開始したところでございますが、今現在応募がない状況でございます。その意見交換会の中でも参加いただいた事業者の方に対しまして本年度応募いただく意思があるかどうかなど確認を取っていたところではあったのですが、その後蔓延した新型コロナウイルスの影響などもございまして、先日ある事業者からは本年度は応募できない、そのような旨の申出もございました。このまま応募がなかった場合、今月末の募集期間が終了した後に募集を町外者も対象となるように変更し、直ちに再募集をかけたいと考えてございます。

現段階では、昨年議会の常任委員会の中でも現地を見ていただいたところなのですが、1区19町内にあります農産加工センター向かいの町有地3区画を建設予定地とし、住宅につきましては1棟4戸建てから最大1棟8戸建てという形で、その土地を使いまして駐車スペースも1戸当たり2台分を確保できるような、そのような形で募集をかけたいというふうに考えてございます。現在補助金の交付要綱の改正を行い、7月からの再募集に向けた募集要領の作成等準備を進めているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長(渡会寿男君) 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事(廣田龍子君) 私のほうからは、インフルエンザ及び新型コロナウイ

ルス対策についての1点目と3点目の質問について併せてご答弁申し上げます。

最初に、1点目の新型コロナウイルス及びインフルエンザ対策についてでございますが、新型コロナウイルス感染症につきましては今後第3波、第4波の流行が起こる可能性が大きく、引き続き感染拡大防止対策が必要と考えられます。本町では、感染拡大防止対策といたしまして、2月中旬よりホームページや回覧、新聞折り込み等での啓発を開始し、町民へのマスク、除菌液の配付等も行ってまいりましたが、今後につきましてもこれらの対策を継続し、さらに一般住民、各種団体への健康教育等も実施していく予定でございます。さらに、これらのコロナ対策をしっかりと行うことで、インフルエンザをはじめとするほかの感染症についても予防対策ができるものと考えられます。実際に北海道が毎週発表している感染症発生動向調査情報でも例年は5月中旬ぐらいまでインフルエンザの患者が確認されておりますが、今年は深川保健所管内に限って言えば北海道が独自に緊急事態宣言を出した2月下旬からはインフルエンザの患者はほぼ確認されておらず、ほかの感染症の患者もかなり減少してございます。もちろん学校が休校になっていたことや受診控え等も影響しているとは思いますが、各自の感染予防対策の効果が大きいと考えられるため、引き続き町民の皆様へ感染予防対策や国が推奨している新しい生活様式の徹底について働きかけを行ってまいりたいと思っております。

次に、3点目のインフルエンザ予防接種率を上げる等の対策についてですが、本町のインフルエンザ予防接種の助成につきましては、定期接種である65歳以上の方に対しては、妹背牛診療所で接種する場合は個人負担が1,000円、町外の医療機関では1,500円となるよう助成しており、近隣市町とはほぼ同額となっております。1回の接種料金は、北空知医師会とは高齢者の場合は4,000円で契約しており、2,500円から3,000円を町が助成してございます。また、生後6か月から高校生までのお子さんと妊婦の方への任意接種の助成につきましても、令和元年度までは個人負担が1,000円となるよう助成を行ってまいりました。接種率につきましては、65歳以上の定期接種は例年50%前後で推移しており、近隣の市町と同程度となっております。しかし、小児につきましては、本町が50%前後であるのに対し、全額助成を行っている近隣町が70%前後となっており、接種率に差が見られてございます。そこで、今年度より高校生までのお子さんと妊婦については全額助成を行うこととし、接種率の向上を図ってまいりたいと考えております。

近隣では、19歳から64歳の一般成人に対しても一部助成を行っているまちがありますが、接種率は30から40%と聞いており、小児や高齢者に比べるとやや低くなっているようです。インフルエンザ予防接種につきましては、その効果については諸説あり、皆様も経験されていることと存じますが、予防接種をしたからといって罹患しないというものではなく、予防接種をした場合としていない場合の重症化の程度についても今は有効な抗インフルエンザ薬が処方されるため検証が難しいと考えられます。しかし、感染症の専門医からは、高齢者や小児、妊婦の場合はインフルエンザに罹患すると重症化しやすいた

め、重症化を防ぐという意味で予防接種は有効であると聞いてございます。本町では、この重症化しやすい高齢者、小児、妊婦への助成を継続し、さらに小児と妊婦につまましては全額助成することで接種率の向上と子育て世代の経済的な負担の軽減を図ってまいりたいと考えてございます。

予防接種の勧奨につまましては、広報、お知らせ、ホームページ等での周知を実施し、乳幼児につまましては各種母子保健事業の際にも勧奨してまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 私からは、2点目の教育関係者のインフルエンザ予防についてご答弁申し上げます。

先ほどの教育行政報告にもございましたが、2月末から5月末にかけて2回にわたる臨時休校が実施されまして、一例ですけれども、現在の小学5年生で244時間、中学2年生で239時間授業時数が失われた状況にございます。今後新型コロナウイルス感染症の北海道第3波、第4波も視野に入れ、感染症予防対策は一層徹底することが重要です。こうした中、議員ご指摘のとおり、インフルエンザの予防対策も徹底することは当然重要な案件となっております。どうしても現在は新型コロナウイルス感染症がクローズアップされておりますけれども、国内で新型コロナウイルス感染症で亡くなった方は、昨日現在で952名、対しまして昨年インフルエンザにより亡くなった方は約3,200人を超えており、決しておろそかにはできない感染症であると認識してございます。特に昨年から今年にかけては、本町でもインフルエンザが猛威を振るった年でした。小学校では30名近い児童が罹患し、特に5年生は5日間の学級閉鎖を余儀なくされております。中学生では生徒2名の罹患にとどまっております、これは受験対策として全校挙げて取り組んでいる感染症予防対策が功を奏しているものと考えております。

一方で教員が罹患した例は、小学校で2名の先生が罹患してございますけれども、事業所単位として見ると罹患率は少ない状況であったと言えます。教職員につまましては、その職務といたしまして教育の現場においてウイルス感染症の正しい知識と感染を予防する対策を指導するという立場にございます。学校における予防対策は、うがい、手洗いの徹底、マスク着用、また施設内除菌等による飛沫感染、接触感染、そういったものの防止の徹底が挙げられておりますけれども、各教員におかれましては常に自覚の上で取り組んでいる状況にございます。教育委員会といたしましても小中学校の各学級に大型の加湿器を導入するなど、インフルエンザ予防対策には取り組んでいるところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症予防対策と併せまして教職員に対し、より一層の感染防止指導に努めているところですので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） 定住者促進賃貸住宅についてお伺いいたします。

今の課長のお話ですと、募集がなければ7月から要項を変えたいと。その中で、1つ、今の段階で町外というところのエリアを考えられているのか。

それと、先ほど課長言ったように今コロナの関係で、建築部門では材料が入らないという問題も大きく取り上げられています。それと、3密の関係で、だから建築の場合は部屋の中でやるので、その対策もまた必要になると。それで、建築現場においては、大手は休業させて工事を止めているところもあります。だから、タイミング的に悪いというのもおかしいのですが、やはり今回のこの事業につきましては町外業者も入れた中でやってもどうなのかなと。本当に募集があるのかなと、そういう問題が考えられるのが1つです。それと、どの範囲までするかと。札幌まで入れるのか、北空知でやるのか、それも慎重に考えないとまずいと思う、まずいというか、いないと思うのです。

それと、今回は7月からそういうふうに募集をもう一回かけると。その募集をかけた要は募集通告はどのように考えているかと。1つには、建築屋さんですので、建築新聞に募集要項を出すとか、インターネットに出したってちょっと徹底がいかないと。だから、仮に7月から町外業者も含めた募集をやるのなら、その募集の範囲、それと募集の仕方、その辺のお考えがあればお聞きしたいと思いますが、よろしくお伺いいたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 再質問に対しましてご答弁申し上げます。

町外に広げるということで募集の範囲につきましては、今議員おっしゃられたとおり、新型コロナの影響で確かなかなか応募いただけない可能性もあるということで、特段例えば近隣だけとかというふうにエリアを特定するつもりはございません。

また、募集の仕方としましては、これから募集要領を作成していくのですが、現時点ではホームページでの募集ということで、その中でできれば見ていただいた方が広く関心を持っていただけてということで考えてございますし、実のことを言いますと今回今現在募集している要件としましては町内に限定しているのですが、それも当然ホームページで周知していたのですが、その今の状況、しかもコロナの影響がある中で町外事業者から関心があるというような形での問合せが数件ございました。なので、そういう状況というか、そういう反応も踏まえまして、エリアを特定せずに速やかに再募集をかけたいというふうに考えてございますし、以前もお話ししましたが、当然移住、定住に力を入れていかなければならないですし、今年度引っ越し助成ですとか家賃助成をしますのです、まずはその受皿となる住宅が整備されていなければ推進できませんので、そのような形で再募集をしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○4番（石井喜久男君） ありません。

○議長（渡会寿男君） 以上で4番議員、石井喜久男君の一般質問を終わります。

次に、9番議員、赤藤敏仁君。

○9番（赤藤敏仁君）（登壇） 通告に従い、一般質問いたします。

コロナウイルス感染症の影響を受けて、日本はもとより全世界で大変な状況に陥り、感染対策、また経済復興対策、知恵を絞り、各分野の協力の中やっと光が見えてきたように思います。本町においては、商店街の経済支援対策として、飲食店をはじめ物販、サービス業と一律20万円の助成を6月10日に実施されまして、商店街もほっとしていることに感謝申し上げます。一日も早く終息することを願いますとともに、お亡くなりになりました多くの方々のご冥福をお祈り申し上げます。これからもいろんな方面よりご協力をいただきながら、クラスター発生防止に努めてまいりたいと思っております。

緊急事態宣言から多くのイベントや行事が自粛となり、多くの方々がストレスを抱えていることが考えられます。最近のニュースでは、ちょっとした行き違いから過剰反応を起こすというような事件や事故が目立ってまいりました。世界や日本の状況はさておき、北海道では時には耳を疑いたくなるような事件や事故、また変な訴訟など最近特に増えてきていると思われるのは私だけではないと思います。そのようなことを踏まえまして、コロナ対策で大変な中ではありますが、これから本町でも起こり得る問題につきましてご答弁をいただきたいと思っております。

1つ目の質問でございますが、道道の除雪体制についての除雪業務についてですが、コロナウイルス感染対策で大変皆様ご苦労されているところでございますけれども、季節は日々変わり、寒くなってまいりますと例年どおり雪が降ってまいります。気象変動が注目されている中、温暖化の影響は本町も例外ではなく、昨年度の降雪量は例年になく少ない状況でしたが、多ければ多いなりに、少なければまたそれなりの問題点もあったことと思っておりますが、町には直接道道は関係ございませんが、商店街や町内の方々には重要な役割を持つところでございます。道道の除雪状況、苦情等について、また町道に関しても何かありましたら伺いたいと思っております。

道道除雪業者は、日々大変ご苦労されていると思っております。そのような中で、有力なところから道道の除雪を年2回に減らすという話が聞こえてきましたが、本当なのでしょうか。もしそうだとすれば道路通行、歩道の確保、また交通安全の観点からも問題が出てまいりますし、また地先住民、商店も大変負担が増えることが考えられます。町の考えを伺いたいと思っております。

②、信号機のある交差点についてですが、人口の減少による購買力の低下や店主の高齢化、店舗閉鎖などの影響により、道道の交差点や主要道路の交差点の除雪ができないところが出てきている。これからも増えていくと考えられます。歩行者の安全やドライバーの視野の確保、出会い頭の事故防止の観点からも対応していかなければならないと考えますが、町の考えを伺いたいと思っております。

2つ目の質問の町民の安心、安全についてですが、③、町所有の公用車についてですが、町道除雪車にはドライブレコーダーが搭載されていると思っておりますが、ほかの町所有の公用

車の搭載状況についてお伺いしたいと思います。いろいろな事故や事件の情報提供がある中、最近ではドライブレコーダーとか個人のスマートフォンの動画などが増えてきてまいりました。事故や事件の抑止力や解決の情報力の観点から、町内業者の例えば配送関係など業者によってはドライブレコーダーの設置促進が重要と考えますが、搭載について何らかの形で助成等考えていかなければならないと考えますが、このことについて町の考えを伺いたいと思います。

④ですが、防犯カメラの設置について、ドライブレコーダーの搭載促進と同時に最近では悪質なひき逃げ事件や飲酒による事故、また特殊詐欺など増えてきていると思いますが、町民の安心、安全のための抑止力として、予算の関連もございますが、例えば信号機のある交差点や主要な交差点、また事故の多いところ、温泉や農協裏、町民会館などの駐車場に防犯カメラの設置が必要となってくると思われまます。町の考えを伺います。

以上、再質問を留保して終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（西田慎也君） 私のほうから道道の除雪体制についてご答弁申し上げます。

1つ目の排雪業務についてですが、最初に昨年の降雪状況について触れたいと思います。令和元年度の降雪量は、過去の実績に基づき基準としている降雪量804センチに対し、令和元年度は520センチでありました。比率で約35%減、差にしますと284センチ少ない状況となりました。最大積雪深については、平成23年2月13日に170センチが最大でしたが、令和元年度は3月2日の68センチが最大となり、比較しますと102センチ少ない状況でありました。

道道における除雪状況であります。道路管理者である北海道へ聞き取りを行い、調べた結果を申し上げます。妹背牛町市街地を通る道道は4路線あり、除雪延長は約3.7キロであります。令和元年度の出動回数は73回であり、通常回数より20回程度少ない状況でありました。排雪につきましても令和元年度は2回の実施となり、通常回数よりも1回少ない状況でありました。

道道除雪における苦情等についてですが、深川出張所管内で10件あり、主な内訳としては歩道除雪関係が4件、排雪関係が2件、流雪溝関係が1件、道路施設の破損が1件、その他が2件でありました。

次に、町道の除雪状況について申し上げます。町道の除雪状況についてであります。まず出動回数については農村部で47回、市街地で34回でありました。ここ数年の平均値と比較しますと、農村部で26回の減、市街地で6回の減であります。排雪についてですか、令和元年度は2回であり、ここ数年を見ても2回から3回で推移しております。

苦情関係についてであります。令和元年度は4件ございました。主な内容としましては、うちの前に雪を置いていかないようにしろですとか、早朝除雪で走った後に強い降雪があり、雪が積もって歩きづらいうちからもう一度走れというものでありました。対応としましては、いずれの件も担当職員が出向き、事情説明を行い、理解を求めたところであり

ます。

次に、質問にあります道道の排雪回数についてですが、2回に減らすとのことについてですが、北海道の排雪に対する考え方は必ず3回実施するというものではなく、市街地における積雪量や雪山の状況を把握しながら、交通の安全や住民生活に影響を与えないように取り組むこととなっておりますので、降雪量が多い年は3回、または4回となるでしょうし、逆に降雪量が少ない年は2回、または1回となることもあります。以上のことから、排雪回数は何回に減らすということではないので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、信号機のある交差点の除雪についてですが、妹背牛の市街地には深川雨竜線で5か所、増毛稲田線で2か所の信号機つき交差点があります。道道における新雪除雪の出勤基準は、降雪量が10センチ以上であり、歩道部についても10センチ以上となっております。降雪量が10センチ以上の場合、車道及び歩道除雪が行われますが、日中に降った場合や10センチ以下の場合には除雪されないこととなります。そのような状況のときは、地先の方々が行っているところもあろうかと思えます。引き続きできる範囲でのご協力をいただければ一番よいのですが、今までのようにできなくなってきたところについては、札幌建設管理部深川出張所とも協議し、歩行者の安全確保を第一に考え、管理していただけるように要望してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 総務課長。

○総務課長（滝本昇司君） 町民の安心、安全についてご答弁申し上げます。

最初に、③、町所有の公用車についてのうち、ドライブレコーダーの公用車への設置状況でございますが、平成30年6月の第2回定例会におきまして除雪車両におけるドライブレコーダーの設置について質問がございました。この質問を機に設置することとなりまして、少しずつではありますが、現在では除雪車両9台のうち3台が設置済みという状況で、本年度も新たに3台、最終的には全ての除雪車両に設置をする予定でございます。

一方、除雪車両以外の公用車でございますが、診療所、りふれの車両など町の名義であるものも含めまして合計30台の車両のうち、ドライブレコーダーが設置されているのは残念ながら町長専用車1台のみという状況でございます。残る29台の車両につきましては、来年度以降段階的に設置をする予定ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、業種による設置促進についてでございますが、最近ではあおり運転など万が一のトラブルに備え、自己防衛アイテムとしてその関心が高まる中でドライブレコーダーの普及が進んでいるようでございます。質問の中の業種でございますが、町内の業種としては商工業のほか農業やサラリーマンも業種の一つと考えられます。これら業種の事業主、あるいは個人の方々の中にはドライブレコーダーを既に設置されている方もいらっしゃると思いますが、安全運転の励行というよりは事故後の対応など自己防衛を目的として設置する場合が大半と思われると思います。ドライブレコーダーの設置が自己防衛に限らず町で推進する

交通安全や交通事故の防止に多くの効果が期待できるものであれば、関係機関の意見も聞きながら、業種に限らず財政的にも負担の少ない町民へのPRなど設置の促進、財政支援とはなりません、周知ということで努めてまいりたいと考えます。

次に、④の防犯カメラの設置の関係でございますが、最初に本町での犯罪、交通事故の発生状況について触れさせていただきます。平成27年から令和元年度までの5年間、交通事故が287件、このうち死亡事故が1件、また犯罪件数でございますが、33件、うち窃盗が18件発生をしております。また、この間、妹背牛温泉でも車上荒らしが発生しております、この対策として平成28年に100万ほどの工事費をかけ、温泉に防犯カメラを設置してございます。その結果、設置後から現在に至るまで車上荒らしといった犯罪はなくなり、防犯という面では一定の効果が見られてございます。

このように犯罪の未然防止、犯罪に対する抑制力の向上という面では防犯カメラは有効な手段でございますが、十分に効果を発揮させるには設置場所や設置数、カメラの性能、録画機能などそれらの充実が不可欠で、そのためには設置費を含めかなりの費用が必要となってまいります。また、プライバシーの侵害や管理上の課題もあり、簡単に設置することは難しいと考えますし、先ほど本町における交通事故や犯罪の発生状況を紹介させていただきましたが、設置の必要性という面では費用対効果も重要な目安であると考えます。交差点への設置による効果を全面的に否定するものではございませんが、設置については現時点では難しいものと考えますので、ご理解いただけますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

9番議員、赤藤敏仁君。

○9番（赤藤敏仁君） 1つ目の道道の除雪体制についての中ですが、道道管理者と町の連携が大変必要だと考えます。空き家の歩道の小型ロータリーの除雪ですが、空き家等の状況の把握が遅れて、苦情や要望が来てからの対応になる。また、交差点は除雪しにくい場所であると思われる。交差点の除雪については、今は誰かがやってくれています。地先の方、またボランティアなのか、町内会なのか、近くを除雪している業者なのかですが、年々高齢化や人員不足から減少していくことは間違いないと思われております。対策を講じていく必要があると考えます。町内への助成をすとか、信号機のある交差点の店舗への助成を考えるのか、また業者へ委託するのか、町独自の除雪業務チームをつくり対応していくのかなど考えられますが、このことについて改めて町の考えを伺いたいと思います。

2番目の町民の安心、安全についてですが、ドライブレコーダー、防犯カメラの件ですが、大きな災害が発生した後には治安が悪くなる、よく聞きます。人間大きなストレスを抱えますと、内に籠もる方、また攻撃的になる人、自暴自棄になる人が多くなるとき、今ニュースでコロナ問題の陰に隠れて耳を疑うような事件、虐待、DV、窃盗、放火、飲酒運転は昨年度の検挙数を超えています。比例してひき逃げ事故も増加している。犯罪者の中には、田舎ほどセキュリティー対策が緩い、防犯カメラも少ないと言う者もいます。人

の目、機械の目でもあることによる抑止力は大きいと考えます。これから暑い夏が、暑い夜が多くなる中、エアコンや防犯カメラ、また自動防犯灯をつけられる方はよいとしても、所得の少ない方、夜窓を開けて寝ていることはままならなくなってまいります。多くの町民が危険にさらされる状況になってきます。多分もう危険にさらされていると思います。ただでさえ道道の街灯は減らされてしまい、暗さは増し、商店は早くにシャッターを下ろしてまいります。町商工会は、協力して道道管理者にもいろいろと要望していかなければならないと思います。ドライブレコーダーの搭載、防犯カメラの設置の重要性について改めて町の考えを伺います。

再々質問を留保して終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（西田慎也君） 私のほうから道道の除雪体制についての再質問についてご答弁申し上げます。

道道交差点に限らず、町道交差点、または町道と道道の交差点など、多くの交差点において地先の方々が管理されているのではないかと推察されます。町としましては、交差点における安全面の確保を保てるように、まずは道路パトロールを強化しまして、安全確保に努めてまいりたいと思います。道道につきましては、札幌建設管理部深川出張所との連携を図りながら、安全確保を保てるようにしてまいりたいと思います。少しでも町民の負担軽減につながるような管理が行えるよう努力いたしますので、それに対して町から助成などを行うことは財政面から見ても今現在は考えてございませんので、ご理解を賜りたいと思います。まずは、維持管理、今の体制の中でパトロール不足のところがあったり、そういった不備なところがありましたら、まずはそういったところから改善していき、できる限り住民負担が増えないような形で考えていきたいと思いますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 総務課長。

○総務課長（滝本昇司君） 最初に、ドライブレコーダーの関係でございますが、先ほども申し上げましたとおり、ドライブレコーダーにつきましてはあくまでも自己防衛の手段であり、町で推進をしております交通安全、交通事故防止に多くの効果が期待できるとは必ずしも思えませんし、業種を限定することで一般町民との不公平感も生じてまいります。以上のことから、助成による設置の促進は非常に難しいと考えます。

ただ、このような考えの中、補助事業について調べましたところ、会員限定ではございますが、北海道トラック協会で助成事業を行っているようです。今後こういったドライブレコーダーの購入に活用可能な補助事業など、その有無に注視をしながら情報収集に努めてまいりたいと考えます。

次に、防犯カメラの関係でございますが、こちらもドライブレコーダーと同様、自己防衛の手段であると考えます。実際に本町でもこの自己防衛のために自身で設置された事

例もございますし、交通事故や空き巣事件の現場確認においては確かに役に立つ部分はあると思います。ただし、これを主な理由として設置することは難しいものと考えます。

また、保育所、小学校、診療所への設置等についてでございますが、これら施設では警備会社による防犯体制を取っております、私の知る限り空き巣等の被害や車上荒らしなどの被害はないものと認識しております。しかしながら、これら施設は公共施設であり、町が対策を講ずる必要がありますので、現場から要望があった場合には協議をしてみたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

9番議員、赤藤敏仁君。

○9番（赤藤敏仁君） 大体納得のいく答弁いただきましたけれども、悪質なあおり運転や特殊詐欺とか車上荒らしなどは、証拠が残ることを大変嫌がります、その犯人。ダミーでも効果があると言われてます。よく後ろにドライブレコーダー作動中と黄色いステッカーを貼っている車がありますけれども、あれだけでも大分抑止力があると言われてます。また、これから高齢者の運転の操作の間違いによる交通事故、またストレスがたまって家飲みをしているのか、また飲酒運転の夜ひき逃げ事件に対してどのような対策が必要か考えていかなければならないと思います。予算がないのか、また検討しますで終わらせる問題ではないと思います。防犯対策、また交通安全対策は、すぐに結果が出るものではなく、日々の積み重ねが大事であると思います。少しずつでも予算を取っていきまして進めていかなければならないと。町だけではなく、町内の方々、また商店街、道道管理者など協力をしながら、これからも住民の安心、安全に努めていただくことをお願いいたします、改めて町長の考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） それでは、議員の再々質問、2番目でよろしいでしょうか。今議員のおっしゃいました人口が減ってきて、商店街も早く閉まると。それは、過疎のまち全ての現状だと思われま。この間、防犯あるいは交通安全ということで、個人がまずは車の運転のときにドライブレコーダーをつけるということでスタートしているところだと思います。公用車はもちろん単独のものではなくて、公用車という性格上運転に関してもそういう仕掛けが必要だということで、単に防犯のためということではなくて、運転のこともありましてつけざるを得ない状況になったと、それは判断をしております。しかしながら、個人の事業者、あるいは個人の防衛のためということに関しては、それは個人の自覚によってやっていただきたいということで、ここに関しては今国から下りてきた補助事業とかそういうものがあればもちろん国からの指導もあると思うのですが、私たちの町としては今それはご自分でやっていただきたいという先ほどの課長の答弁のとおり私も今のところは考えております。

それから、主要な交差点等に防犯カメラという名前ですけれども、これは私の感じでは監視カメラという姿なのかなということで、道路に関して防犯、それから監視カメラをつけるということは、都内のほうではあるのはよく聞いております。それは、やっぱり犯罪の数と比例してそこにつけるものだと思いますし、妹背牛町が今そういう犯罪に巻き込まれた危険な地域というところにまではまだいっていないと。予想される将来の姿としてあり得るかもしれないけれども、今のところはそういうような危険性を私としてもまだ感じているところではございません。そういう問題が地先の方、あるいは現状の中から出てきたときには真摯に対応させていただきたいと思います。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 以上で9番議員、赤藤敏仁君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、しばらく休憩をいたします。なお、再開につきましては午後1時30分よりいたしますので、よろしく願いをいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時30分

○議長（渡会寿男君） 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

1番議員、宮崎博君。

○1番（宮崎 博君） （登壇） 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルスについて。昨年中国武漢市で発生したとされる新型コロナウイルスは、その後欧米を中心に世界に感染が拡大し、多数の健康被害と死者を出し、現在もその終息が見通せない状況であります。日本でも、そして北海道でも多数の感染者が確認され、緊急事態宣言に至ったところであります。本町でも対策本部を設置され、感染予防対策、緊急経済対策に奔走されていることと思いますが、この対策本部はいつ設置され、その感染者情報はどこから報告をされているのか。また、北海道では14の振興局ごとに感染者の発表をされていますが、対策会議ではこのことについて異論は出なかったのかお伺いをいたします。

次に、ごみ問題についてお伺いをいたします。災害ごみの対応についてであります。北海道もこれから台風、大雨等々自然災害を迎える時期となりますが、本町は比較的自然災害の少ない町とされておりますが、昨今の気象変動によりいつ大災害が発生するか分かりません。災害では、人命は第一、避難所の確保、避難物資の確保はもちろんであります。次に必ず訪れてくるのが後片づけによるごみ処理問題でございます。本町では、自然災害のごみ処理の対応についてのマニュアルの作成はあるのか。また、人的災害の火災ごみですが、昨年町内の火災の後片づけを手伝いに行っていました。15人ほど手伝いのそのほとんどの時間がごみの分別作業でした。町内で手伝いできる場所は

まだしも、そうでないところでは被災者の経費の削減も考え、分別方法を考えられてはどうかお伺いをいたします。

再質問を留保し、質問をさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（滝本昇司君） 新型コロナウイルスに係る対策本部の対応等についてご答弁申し上げます。

最初に、対策本部の設置の関係でございますが、令和2年2月26日開催の課長会議によりまして、同日付にて新型コロナウイルス感染症予防対策本部を立ち上げることになりました。続いて、3月2日開催の第4回予防対策本部会議におきまして予防対策本部を改め、新たに対策本部として設置をしてございます。その後数回の会議を重ねまして、6月1日の開催が直近で最後の対策本部会議となっておりますが、これまでの間予防対策本部会議を含めまして20回の本部会議を開催したところでございます。

また、その会議内容でございますが、北海道独自の緊急事態宣言や緊急メッセージ、国による緊急事態宣言などを踏まえながら、町民に対する感染予防対策など周知内容の協議をはじめ、小中学校や保育所のほか総合体育館、温泉などの公共施設の対応、あるいは役場職員に関する予防対策など協議を重ねてきたところでございます。

次に、2点目の感染者の報告の関係でございますが、本町をはじめとする深川保健所管内の場合ですと検査結果が検査機関から深川保健所に報告が入り、その結果を深川保健所から空知総合振興局へ報告し、最終的には振興局長から市町村長へ電話にて直接報告が入ると伺ってございます。ただし、市町村長への報告は陽性の場合に限定され、陰性の場合には報告はないとのことでございます。

次に、14振興局単位での公表の関係でございますが、道の方針ということもありまして、本部会議の中では特に異論は出ておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 住民課長。

○住民課長（清水野 勇君） ごみ問題について私のほうからご答弁申し上げます。

災害ごみの対応で、通告書では大きく2つの質問だと理解しております。1つ目は、大災害時のごみ処理対応マニュアルの作成はあるのかというご質問と2つ目は火災ごみの分別は厳しくないかとの質問ということで理解しておりますので、答弁させていただきます。

1つ目の質問でございますけれども、近年東日本大震災をはじめ熊本地震、北海道においても平成28年台風10号による大雨被害や平成30年胆振東部地震によるブラックアウト、土砂崩れなど大規模災害が増加しております。災害廃棄物処理計画につきましては、平常時の備えとして大変重要であることは認識しております。しかし、現在のところ各種災害をそれぞれ想定し、それに対応した具体的な処理対応マニュアルはありません。

本町におきましては、平成25年作成の一般廃棄物処理基本計画において風水害や地震などの自然災害が発生した場合、妹背牛町地域防災計画に基づき対応することとされて

おります。妹背牛町地域防災計画におきましては、被災地の現状把握を行い、収集計画を樹立し、出動体制を整えるものとし、収集に当たっては地域住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集するものとされています。また、処理は北空知衛生センター組合及び北空知衛生施設組合を使用するが、災害の状況により埋立て、または一時貯蔵し、後日処理するものと記されているところであります。このような事態に備え、今後も本町が加盟する3組合と災害時の協力体制や役割分担について検討を進めてまいります。

次に、火災ごみの分別についてですが、近年は解体業者に処理を依頼し、産業廃棄物として処理される方が多くなってきております。議員ご指摘のとおり、一般廃棄物として個人が処理するには分別等の手間が大きな負担となっていることも要因の一つではないかと推測されます。本町の加盟する北空知衛生センター組合では、平成30年4月に一般廃棄物受入れ基準を制定し、排出者である住民及び事業者にご理解とご協力をいただいているところであります。火事ごみにつきましても原則同じ基準で搬入いただいております。当然本町のみならず加盟する1市4町全てが同じ条件で使用しておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

なお、産業廃棄物は対象外ですが、一般廃棄物につきましては火災に伴う減免等の措置もございますので、被災者の方にはご案内しております。

また、昨年ご指摘のありました処理手数料の支払いについてですが、処理手数料はごみを搬入した時点で計量し、10キロ130円の手数料を支払うのが原則でございましたが、火事ごみのように大量となる手数料について後日支払いができるよう本年4月より火災に伴う一般廃棄物処理手数料減免に係る事務手順を制定し、減免用後納登録証を提示いただくことにより、搬入日の精算ではなく、請求書が後日町に届くように対応しておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

1 番議員、宮崎博君。

○1 番（宮崎 博君） コロナ問題についてでありますけれども、コロナ感染症の発表については、町民の方々から空知といっても大変広く、24市町もあり、どこで感染者が出たか分からなく、対処に困るという声を多く聞きます。5月末の新聞に感染を防ぐ生活というネット調査で、第1番目がマスクの着用ということで85.7%、2番目が感染地域の移動を控えるが72.4%であるように情報は常に大事であると思っておりますし、自分の健康、また家族の健康を守るためには情報は必要と思っておりますが、お考えを伺いたいと思っております。

また、新型コロナウイルスは、ワクチンができるまで終息はないのだろうし、専門家の話ですとこれから秋から冬にまた流行の波が来ると言われております。もし本町において公共施設等で感染者が確認された場合、指定管理をしている施設も含め公表するのかお伺いをいたします。

次に、ごみ問題でありますけれども、マニュアル的なものがないとすれば早急に準備、作成されたほうがよいと思っておりますが、大量のごみが発生の場合、環境衛生を考慮の上、仮置き、分別、料金等々北空知衛生施設組合などとの協議も必要と思いますが、今後のお考えをお伺いいたします。

火災ごみについては、分別を今までどおりとするならば、埋立てできないごみについても被災者の軽減を図るため料金の助成を考えてはどうかということをお伺いを申し上げます。

○議長（渡会寿男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（滝本昇司君） 最初に、公表の関係でございますが、感染者が発生した場合、最初に深川保健所が感染者に面接し、住所、年齢、性別など公表範囲について感染者の意向を確認することになります。本人が公表に同意した場合には保健所から北海道に公表する内容を提供し、公表することとなりますが、本人が公表範囲の全てにおいて同意しない場合には感染者の住所がある都道府県のみでの公表になると伺っております。したがって、道の方針によりまして本人が了解をした場合でも14振興局にとどまるということでございます。

次に、発生時における施設名等の公表の関係でございますが、小中学校では既に学校サイドにも説明済みとなっております。公表には理解を得たものと考えてございます。また、総合体育館など公共施設につきましてもそれぞれ状況に応じまして公表する方向で考えてございます。一方、民間施設につきましては、施設の所有者、または管理者の同意が必要となりますが、いずれにしましても町と感染症の発生した施設の所有者、または管理者及び空知総合振興局との三者で協議をすることとなっております。最終的には本人の同意を得てから公表になると伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 住民課長。

○住民課長（清水野 勇君） 災害廃棄物の処理計画の策定についてでございますけれども、北海道全体で12%という形で現在少ない状況であり、近隣の1市3町でも未策定の状況であるということが今回調査のほうをさせてもらって分かったところでございます。北海道の計画作成シート等、道から出されているものもございますので、必要に応じて北空知衛生センター加盟の1市4町で歩調を合わせながら、策定に向けて協議してまいりたいというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、災害が発生した場合につきましては、迅速な状況把握を行い、初動態勢の整備、仮置場や処理ルート確保を念頭に置きながら対応したいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

それと、火事ごみの埋立てできないものについての減免の関係でございますけれども、これも衛生センター、1市4町のほうで歩調を合わせながら考えたいなというふうには思っておりますけれども、基本的に一般廃棄物として処理できないものについての減免というのが

今まで話題には上がってはきませんでした。実際のところ産廃で処理するという部分につきましては、火災保険等で手当てされておったりですとか、そういうものがほぼあったというようなことから、相談等も今までない状況でありましたが、保険等入っていない方がそういうふうになったときの相談体制ができるような形で今後検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

1 番議員、宮崎博君。

○1 番（宮崎 博君） 北海道では、コロナ対策で振興局ごとに市町村長と意見交換の場を今月中に設けると発表されておりますけれども、まだそれは行っていませんよね。これからですよ。もちろん田中町長も出席されると思いますが、経済対策も大事であります。感染防止対策として、空知には岩見沢、滝川、深川の3か所の保健所があります。町民の声として、各保健所管内ごとの感染発表をするようこれから町として要請する考えがあるのかお伺いをいたします。

次に、ごみ問題でありますけれども、火災保険に入っておるからいいというような問題でもないかなと思いますけれども、それは別として、本町が大水害に遭った場合、午前中同僚議員からもお話がありましたように妹背牛町ハザードマップによると北空知衛生施設組合でのあの埋立て地域は浸水深が3メートルから5メートル、そして浸水継続時間が最大で1週間の地域に多分当たるような色になっておると思います。ハザードマップ作成時点でその対処について北空知衛生施設組合も含めた中でその協議があったのか、ないのかお伺いして、一般質問を終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） ただいまの議員の再々質問に対してお答えをしたいと思います。

コロナのほうですけれども、6月25日、空知総合振興局局長と北空知の問題についてお話し合いをすることになっております。その場におきまして居住地の公表に同意のない場合、そのことに関して例えば町が施設の管理者だとか、そういうことでやっぱり公表したほうがみんなの安全のためにいい場合にはどういうことをしたほうがいいのかということ、今日の話はそこに持ち込んで議論させていただきたいと思っておりますし、ただ完全に個人の場合、町が施設を管理していない場合に関しては、やはりプライバシー優先ということで出にくいかもしれませんが、それに関しましてさっきおっしゃいましたエリアごとの情報というのが必要なのではないかと議論はきちんと届けさせていただきたいと思っております。ただ、そのときにもやっぱり感じますのは、そのことによって誰かが特定されることによって不利益被らないようなちゃんとシステムをつくり上げるという覚悟を持ってその話を届けたいと思っております。よろしく願いいたします。

（何事か言う者あり）

○議長（渡会寿男君） 町長。

○町長（田中一典君） それでは、議員ご質問の再々質問ですが、ごみ処理場が水没して、

約1週間水が引かないというのが最大の時間を見たときの数値かと思います。私どもあそこは沢の状態ですので、確かに水は引きにくいと思いますが、1週間後マックスで水は引くということで、そこに最終的にごみを集約するという方向で今のところ考えておりますが、また4町でその問題について議論をさせていただくテーマを今日いただいたということで、持ち帰りをさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡会寿男君） 以上で1番議員、宮崎博君の一般質問を終わります。

続きますして、8番議員、田中春夫君。

○8番（田中春夫君）（登壇） それでは、発言通告に従いまして、一般質問をします。

高齢期の聞こえの支援をと。内閣府高齢者白書によれば、2020年の高齢化率、65歳以上の高齢者が人口の全体に占める割合は26.9%、団塊の世代の方が全員後期高齢者になる2025年には高齢化率が30%になります。高齢者が増えるということは、当然ながら難聴が増えるということにもつながり、70、80になって聴覚がそれだけ衰えていきます。聴覚の問題は、その裏側に言語があります。言葉からうれしい、悲しいという情動反応が起き、脳の高次機能を使って自分の言葉として相手に伝えるということが言われています。これがコミュニケーションです。高齢者になり、難聴が進んでいけばそのコミュニケーションが衰え、そして何も対応しなければ高齢者は社会的に孤立していきます。難聴というのは、ほほ笑みの障がいとも呼ばれています。お話しして聞こえない、何回も繰り返すという中で尋ねることができなくなって笑いでごまかしてしまう、これがほほ笑みの障がいです。中には相手にも理解されにくいいため、どうしても社会的に孤立しがちです。これが認知症や鬱病を進行させていくのではないかということで今問題になっています。

国立長寿医療研究センターが行った調査によれば、全国の難聴有病者は65歳以上で約1,500万人、実に45%になるということです。難聴の分類としてもいろいろな原因があります。もちろんタイプもあります。伝音難聴、音がうまく伝わらないために起こる難聴、感音難聴というのは音をうまく感じ取れないという難聴です。伝音難聴は、中耳炎や耳硬化症という病気が原因で、多くの伝音難聴は手術することによって回復が可能です。感音難聴は、耳の中で中耳に原因があり、内耳の中に骨という耳の骨、これが硬い、その硬い骨の中でしっかりと守られています。耳鼻咽喉科での専門家の医師でもこの手術はなかなか難しいと言われていています。感音難聴にも急性や慢性があり、突然性難聴やメニエール病などは急性の感音難聴です。これに対して慢性の感音難聴は、加齢性あるいは騒音難聴です。年齢に従って悪くなる、あるいは騒音によって有毛細胞がどんどん壊れていくような慢性難聴は残念ながら治らないと言われていています。

加齢難聴になったときに補聴器がどうしても必要になります。今進行中の高齢化社会の中で、一番問題になっているのが加齢性の難聴です。耳は、30代からもう悪くなっているとも言われています。モスキートサウンドという言葉があります。蚊の鳴くような音ということでありますけれども、おおよそ1万4,000ヘルツから1万6,000ヘル

ツ。人間の耳は、20ヘルツから2万ヘルツという幅広い音を聞く能力を持っています。加齢性の難聴の特徴は、左右対称、右も左も大体同じです。高い周波数も聞き取りが悪くなり、高い周波数というのは言葉でいうと子音、低い周波数では母音ですから、まず母音の聞こえが悪くなる。例えば銀行で何々さん、病院で何さんと言われてもそれが聞き取れなくなる、そういうものです。

補聴器に対する精神的、心理的な拒否感は強い。悪くなったら早めにつけようという気持ちにはなかなかありません。補聴器も1990年代以降デジタル化が進み、大分細かい音を調整できるようになりました。補聴器は、眼鏡と違い、つけていけばすぐにくっきりと聞こえるわけではありません。補聴器をつけることによって実際に言葉を聞き取る脳のトレーニングをしなければなかなか慣れることができません。そのことでお尋ねします。

難聴の程度とデシベルについて。身体障がい者認定とされているのは何級とされているのか。妹背牛に該当している方はどれぐらいいるのか、実数で分かればお伺いいたします。

2つ目に、補聴器購入助成が調べたところありますが、補聴器の購入に当たっては厚生労働省の基準があり、私も調べたところ結構ハードルが高く、所得の関係だとかそういうものもありますので、購入する際にはなかなか手が届きません。そうした意味でも町としてこういった方々への助成制度を設けることができないかお伺いいたします。

3つ目に、難聴にも伝音難聴、感音難聴とあり、高齢者の中にも高齢難聴になり、補聴器が必要になります。高齢者になり、難聴が進んでいけば、コミュニケーションが衰えます。こうした中にも高齢者が孤立していきます。これがほほ笑み難聴の認知症患者さんや鬱病の患者さんをつくり出していき、こう思っております。こうした方々への手厚いケアが必要と思われませんが、認知症の講座が開かれておりますけれども、こういった講座がどのぐらい開かれているのかをお尋ねして、以上で再質問を留保して終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） それでは、私のほうから高齢者の聴覚障がい者の支援について3点ご答弁申し上げます。

まず、1点目にありました身体障がい者認定における聴覚障がいの等級と本町の該当者の状況ですが、聴覚障がいは重いほうから2級、3級、4級、6級に4段階に区分されております。本町の現状におきましては、現在2級が5名、3級が2名、4級が11名、6級が10名と合計28名となっております。議員ご質問の級ごとの聞こえ、デシベルについてですが、一番重い2級ですと両耳の聴力が100デシベル以上となっており、一番低い6級ですと両耳の聴力が70デシベル以上、もしくは片耳の聴力が90デシベル以上で、もう片方が50デシベル以上という形になっております。ちなみに、静かな場所での日常会話程度は50デシベルと言われており、こういう近距離での叫び声のレベルの大きさが100デシベルという形になっておりますので、参考にさせていただきたく思います。

2点目の補聴器の助成についてですが、補聴器の購入に関わる費用の助成は、議員ご

質問のとおり、補装具費の支給制度というものがあります。これは、聴覚障がい認定されて、身体障害者手帳が交付されなければこの補聴器の購入に関わる支給制度は利用できないものとなっております。その際に聴覚障がいにおきましては、6級以上とされた場合には当然手帳が交付されますが、補装具の補聴器の支給におかれましては等級は問われません。その中で医師の意見書が必要となってきます。もし手帳を所持していない場合は、手帳の交付と補装具支給の同時申請も可能となっており、申請から支給決定までの期間は、手帳を保持している場合は30週間程度、手帳を所持していない場合の同時申請であれば1か月程度かかると言われております。

先ほど負担のこともございました。支給が決定された場合の自己負担につきましては、町民税が非課税世帯の方は負担はございません。課税世帯の場合は、その補聴器に合わせた1割負担となっており、上限が3万7,200円となっております。したがって、ご質問にありました独自の町としての助成というものは今後も考えておりませんので、この支給制度をご理解していただきたいと思っております。

最後に、3点目の難聴と認知症のケアについてですが、議員ご指摘のとおり、2015年に厚生労働省が公表した認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランにおきましても難聴は認知症の危険因子として挙げられており、専門家の研究においても難聴と認知症の関係は年々明らかになり、議員ご質問のように難聴への対策を早めて行うことで認知症の低下を遅らせることもできるのではないかという視点で社会的な関心も集まっているようです。しかしながら、一方で難聴とその認知症を単純に結びつけることもできないと言われており、議員ご指摘の社会的な孤立が認知症リスクの増加や認知機能の低下に関係するということで、議員おっしゃられましたように会話の中でやっぱり相手に何度も聞き返すことをためらう、また会話そのものに消極的になるといった認知症のリスクを増加させる可能性があるということと、難聴で聴覚の刺激が減少することで脳内で何らかの認知機能に影響を及ぼすのではないかと議員ご指摘のとおり言われておりますので、これからの高齢者支援において議員おっしゃる心のケアも含めて、その認知症の早期対応として難聴の方の状況把握をしっかりした中で前段の手帳交付における支給制度の周知とか、先ほど講座の話もありましたが、3年前より認知症の講座を毎月1回行っております。この令和2年度は、原則第3水曜日ということで、実は昨日そういう形で講座を行っておりますので、そうした講座の中でも難聴等の周知をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

8番議員、田中春夫君。

○8番（田中春夫君） 補聴器というのは、助成がないと大変だなと思っております。安いもので3万くらい、片耳で安いと言われるので16万、それでもっと高ければ20万から30万、両耳つけると100万単位で、これをつけるというのは大変な財源というか、お金が必要です。そういう意味では、実は私も補聴器の愛用者です。それで、片耳で聞こえる範

困、両耳で聞こえる範囲あります。騒音難聴、雑音が入る、それを抑えるための先ほどデジタルでそういうものが今10年かかって変化してきています。そういう人たちがどんなお年寄りでも気軽にとはいきませんが、つけられるような、そういう助成制度を国の制度でそれで終わりというのではなくて、少しそういう制度ができればなと思って再質問しています。

以上で終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 議員ご指摘のとおり、補聴器は本当にいろいろ幅があると聞いておりますし、高いから聞こえるだとか、それはいろんなその方の状態によって高音、低音の聞き取りが悪いとかそういうのもございますので、ただやはりきちんとした医師の診断を踏まえた中で、その方に合った補聴器を購入できるようになっておりますので、本当に必要な方は結構その対象になる金額が高いのもございますので、まずはそういった方が必要な方がいればしっかりした専門の医師の診断を仰いでいただいた中で、それに合った補聴器を購入いただくのがよろしいのかなと担当事務局としては考えておりますので、もしそういう方がいらっしゃいましたらその辺のきちんとした周知をさせていただいて、その方に合った補聴器を購入できるよう、こういう助成制度があるということをもまずは情報を周知した中でアドバイスしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○8番（田中春夫君） ありません。

○議長（渡会寿男君） 以上で8番議員、田中春夫君の一般質問を終わります。

続きまして、7番議員、小林一晃君。

○7番（小林一晃君） （登壇） 通告に従いまして、2点の問題について質問をいたします。

1点目は、住宅等環境整備支援事業について、助成金の追加支援についての考え方についてお伺いいたします。本町の商工会が窓口となり、住宅等環境整備事業が進められているところでありますが、本年度における本町でのこの事業に対する助成金額は300万と定められており、商工会がこのたび本年度の事業の推進に向けて工事施工業者を通じて助成金の申請を受け付けたところ件数で34件、工事金額で3,561万3,000円、助成申請金額で544万9,000円に達したということであり、過日300万円の助成金額に収めるために商工会内で厳正なる抽せんを行い、施工業者を選定をされたということですが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大等の中で施工業者等の経営等についても例年には見られない大変なところでもあると思われまので、特例的な考え方の中で、商工会とも連携を取られる中で不足分の助成金について補正等を考えては思いますが、その考え方をお伺いをいたします。

2点目といたしまして、第2次の国のコロナ支援対策についての現時点での本町での支

援対策についての考え方についてお伺いをいたします。国は、長期化する新型コロナウイルス対策の中で国民の暮らしと生活を守り、冷え込む経済生活の復興、復活を願うことの中で、さきの第1次の国民に対する支援対策に引き続き、第2次の大型の支援対策が考えられ、実行されようとしているところではありますが、本町といたしまして今後の支援対策では町民の生活を守る公平な立場から、どのような支援対策を考えられておられるのか、現時点での考え方があればお伺いをいたします。

以上、2点の問題について再質問を留保し、私の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうからは、まず議員1つ目のご質問の住宅等環境整備支援事業についてご答弁申し上げます。

当該事業につきましては、平成23年度より町からの助成を受けて、妹背牛商工会が主体となり、実施してございます。町内居住者の生活環境改善、定住化への貢献、併せて会員企業の活用支援を目的としてございまして、今年で10回目の大変町民のほうにも浸透してございます事業となっております。300万円という予算の範囲内で実施してございますので、申込みが予算を上回った場合には抽せんにより助成対象者が決定してございます。本年度の状況につきましては、小林議員がおっしゃったとおりでございますが、仮に今回抽せんで外れた方へも助成するというようなことになれば、単純にその不足分を追加補正するというような形ではなく、公平を期するために例えば改めて申し込んだ方全員に助成されるような形というのにも検討する必要があるというふうにも考えますし、そのような形で再募集をかけたほうが公平であるというふうにも考えているところでございます。しかしながら、この事業につきましては商工会のほうへ確認しますと、改修工事に対する助成ですが、その改修工事の種類によりましては、例えばトイレだとか台所、浴槽などの水回りの工事だとすれば、新型コロナウイルスの影響等もございまして、製品、物が入ってこないというような状況も正直あるというふうにも伺ってございますし、さらには現在仕事を請け負っている例えば工業部会の一部の方のお話なのですが、現在の仕事で手いっぱい、例えば新たな仕事を請け負うことができないといった業者もいるということも伺ってはございます。

いずれにしても、今後例えばこの助成枠を増やす等の対応があるとすれば、この事業主体でございまして商工会のほうからの要望を受けまして、その後町としまして検討協議をすることとなりますので、ご理解のほどお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

続きまして、2つ目のご質問の新型コロナ対策に関する国の2次補正予算についてということですが、先般可決成立した国の2次補正予算のうち、およそ2兆円の自治体向けの臨時交付金に関しましては、実際今日現在というか、今日の昼ぐらいの時点でも国のほうからは特段この交付対象ですとか交付額についての具体的な内容は示されてござ

いません。恐らく1次補正のときと同様に今後自治体からの質疑等を経た後で対象、対象外等の詳細が決められ、そのあたりが事例として示されるものだというふうに考えてございます。

本町におきましては、1次補正による臨時交付金の活用として、まずコロナで大変大きく影響を受けている小規模事業者等に対する支援金として、業種ごとに30万円から100万円を支給してございますし、子育て世代に対しましては経済的緩和を目的としまして、応援臨時給付金ということで子供1人当たり3万円を支給してございます。さらには、医療機関には感染予防策に対する支援金として1事業者に対して50万円を支給、また全町民に対しまして5,000円の商品券とマスク50枚を配付する、これらにつきましてはおよそ4,600万円の臨時交付金を充当した事業として展開してまいりました。このような形で考えてございますし、いずれにしましても2次補正の内容が示された後に国からの情報等を充分把握しながら、本町の状況、実態を見極めて、有効な使い道を検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

7番議員、小林一晃君。

○7番（小林一晃君） 1番目の問題なのですけれども、単純に計算しますと36件で、250万近い金額がオーバーしたということで、平均で金額的に考えますと大体十四、五件の件数の申請者が涙をのんだと、こういうことに結果的に概算そうなるのではないかと思います。今年は御存じのようにいろんな特例のコロナ対策の年でもありますし、今ほど答弁がありましたように何とかできるものならしたいというような、そういう好意的な考え方もある中で、事業がいっぱいこれ以上無理だという業者もあろうかと思いますが、再度落選された業者に再希望を申し出て、もし年内にそういう工事をこなせるのであれば今年は特例的な考えの中でやってもらいたいみたいなお願いするとか、そういうふうなものを商工会とぜひ立ち上げて、こういう厳しい年にせつかく業者は依頼者から請けた工事が年間の維持管理、あるいは雇用者の雇っていくそういう中でも大きなウエイトを占めている工事である場合もあるわけで、そうした業者をこの際救い上げてあげると、これが本当の行政としての特例的な今年の考え方でないかと、そういうふうなことも考えますので、私は商工会と密に連絡を取り合いながら、落選された業者の中でぜひ復活をしたいという希望者があれば、年内にそういったことで救い上げてほしいと、そういうふうに思います。

2問目の第2次の支援対策なのですが、第1次では御存じのように国民1人当たり10万円の給付金、これがメインで、あと本町では先ほど答弁にもありましたように4,600万の13項目にわたっての支援事業を立ち上げて、それがそれぞれ今順次実行されつつあるわけですが、私はこうした中でいろいろ企業も仕事がない、あるいはコロナ対策の中で子供たちが学校休みになった、あるいは保育所が休みになった、あるいは飲食業者が第

1次では補填もしていただいたところなのだと思いますが、そんな中で従業員がどうなっているのか。こういう声なき声を行政はそれなりに救い上げる、そういうきめ細かな政策が必要だと思うので、そういったことにこの第2次の補正予算の中でそういうものが国からあれば今回の第1次で落ちたそういうものを拾い上げて、町民満遍なく公平な恩恵を受けられるふうに考えていただきたいと思いますが、そういう点でひとつ町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） それでは、再質問に対しましてご答弁を申し上げます。

先ほども言いましたとおり、住宅等環境整備支援事業につきましては、あくまでも商工会さんのほうが主体となっている事業でございます。繰り返しになりますが、今年で10年目ということで、大変長く継続して行われている事業ということで、その実態についてちょっと確認しましたところ、今年のように予算をオーバーして、仮に抽せんが外れたとしてもまた次回申し込むから大丈夫だよだとかという形で、ほとんどの方がそういうふうにおっしゃっていただいているそうです。また、それに対するこの事業に対する苦情ですとか要望については一切ないというふうにも伺ってございます。ですが、議員おっしゃられるとおり、今後につきましては商工会と充分連携を図りながら、必要に応じ事業内容の見直し等がございましたら協議してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡会寿男君） 副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから議員ご指摘の国の2次補正、地方創生臨時交付金、これが2兆円ということで、先ほど企画振興課長からも答弁しましたけれども、今後のスケジュールというのがまだ詰まっていないということでございます。そんな中で、議員いろいろ1次で救えなかった部分を支援してはどうかというような中で、この2次補正の中には、議員もご承知のとおり、先ほど出ていました従業員ですとか雇用者の問題、これは細かく言えば雇用調整助成金が今まで8,330円だったものが1万5,000円になるですとか、あと家賃補助なんかも今回出るというような中身になっております。それと、この2兆円の交付金の中で今言われているのが事業の維持と雇用の維持というようなことがこの2兆円の交付金の中にウエイトが結構占めるのではないかとということが言われていますけれども、いずれにしましてもまだはっきりしたものが来ておりません。これは、額からいえば1次が1兆円でしたから、倍の2兆円になるわけですが、それが今度本町に1次では4,600万円ほどでしたが、それが幾らになるのかと。これは、近々配分は来るとは思いますけれども、議員ご指摘のとおり、やはり1次で支援できなかった部分、これらについても再度そこを支援していくというようなこと、あと農業関係なんかも今はまだメニューは見えていませんけれども、これらについても町が直接というよりも、農協さんのほうでそういうものを取りまとめた中で町のほうに要望いただくというような流れになっていこうかと思っておりますので、特段のご理解をお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○7番（小林一晃君） ありません。

○議長（渡会寿男君） 以上で7番議員、小林一晃君の一般質問を終わります。

続きまして、6番議員、佐々木和夫君。

○6番（佐々木和夫君） （登壇） 早朝から議員さん、そして執行部の皆さん方もマスクをしながらの議会ということで、大変苦しいところでございます。私が最後でございます。少しの時間耳をお貸しいただきたいと思います。それでは、通告に従いまして、質問のほうを進めていきたいと思います。

いまだ終息を見ないこの状況の新型コロナウイルス感染症であります。不明な点が多く、有効性が確認されたワクチンも存在しないため、私たち長期間にわたりこの新しい感染症と共に社会で生きていかなければならないと思っております。そのため、感染リスクはゼロにすることはできないという事実をこれを前提として、いわゆる3つの密を徹底的に避ける新しい生活様式が政府、また北海道の知事より導入されたわけでございます。感染のリスクを可能な限り低減しつつ、日々の生活をしていかなければなりません。そんな中で、感染拡大の影響で休校していた小中高など全道で再開され、実質的な新学期がようやくスタートしたわけでございます。いまだ例を見ないこの3か月に及んだ休校、そのことによって子供たちの授業の遅れ、また学校行事等の中止、そしてまた学校内での生活様式の変化は、児童生徒に精神的にも大きな負担となっていると考えております。そこで、本町における小中学校の再開後の授業等々の取組、また校内での生活環境についてお伺いいたします。

学校内で、小学校のほうですが、特別な支援を必要とされる子供たちがおられます。子供たちに対してどのような対策をされているのか。小さい子に関しましては、こんな長期間の家庭での生活というのも初めてだと思います。学校内でスクールカウンセラーの方が月に一、二回来られると伺っております。その方にもお願いしながら進めているとは思いますが。

次に、小学1年生でございます。幼児期から規則正しい生活のある学校生活になったわけでございます。学校になじむはずのこの3か月だったわけですが、この3か月をどのように取り戻していくのか。特に勉強の遅れについてどのようにしていくのかお聞かせいただきたいと思っております。

3つ目に、運動会等が中止されたわけですが、この管内において開催する学校もあるとお聞きしております。北空知管内、幌加内を入れた12の小中学校の中で深川一已、人数の多い学校は中止ということで、現段階で代替の案を検討しているという話でございます。それと、音江が10月3日、納内が9月19日、多度志9月6日と北新小学校が9月12日、これは調整中でございます。秩父別小学校が8月29日、北竜は検討中。実際運動会は、やっぱり子供たちにとっても大きなイベントでございます。我々祖父母に

とりましても、また父兄にとりましてもこのイベントやはり大事だなと思ってございます。特に今年の最後の6年生、そして新入学された1年生にとりましてもやはり大きなイベントで、楽しみにしていたものではなかろうかなと思ってございます。いろいろと事情はあろうかと思いますが、再度検討してはどうかなと思ってございます。

以上、3点につきまして再質問を留保して質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（渡会寿男君） 答弁、教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） それでは、新型コロナウイルス感染に対応した小学校、中学校における教育活動再開についてご答弁申し上げます。

先ほど石井議員への答弁でも触れましたけれども、今年度に入りましては4月の21日から5月31日まで小中学校臨時休校となり、この6月1日より再開してございます。学校再開に当たりましては、文科省、また道教委より学校再開ガイドライン、学校の新しい生活様式などが示され、その指示に基づき取り組んでいるところであります。本町小中学校では、児童生徒数が少ないということが幸いしておりまして、大きな学校でやっているような分散登校、時差登校などの必要はございません。教室においても3密状態は防止している状況でございます。ただし、中学校1年生は31人学級と生徒数が多いため、より広い多目的教室で授業を実施しております。登校時の検温と健康状態のチェック、手洗い、うがい、マスク着用、またせきエチケットの励行、中学校ではフェースシールドを着用して授業を行っている科目もございます。また、給食は向かい合わせにはならず静かに食べるなど、このガイドラインに沿った様々な対策を取っていますが、常に感染のリスクは伴います。議員ご指摘のとおり、児童生徒に係る負担は相当大きく、また先生方にとってもこれまで経験したことの無い事態にあるのが実態でございまして、授業もこの6月1日から再開したばかりで、今手探り状態の中で進んでいるということをご理解いただきたいと思います。

そこで、1点目の特別支援にどのような対策をされているのかとのご質問ですが、特別支援学級の児童生徒には個別支援計画というものを策定し、それぞれ個々の特性に応じた指導を行っていますけれども、特段この新型コロナウイルス対策としてはほかの児童生徒と比べて特別なことはしてはございません。学校に確認したところ、どの学年、どの学級の児童生徒も比較的落ち着いて通常の学校生活に戻っているという報告を受けてございます。

2点目の小学校1年生の遅れをどのように取り戻すかとのご質問ですが、新1年生は4月6日の入学式から20日まで登校し、少し学校の雰囲気慣れてきたかなという状況でこの臨時休校となってしまいました。学校では、4月の子供たちの登校期間、この間の学校生活習慣は当然子供たちには定着していないものと捉えておりまして、6月1日から改めて学校生活の指導に取り組んでいるところで、今後10か月で1年分を履修するということになります。繰り返しになりますけれども、児童にとっても先生にとっても相当な負担になりますけれども、学校行事の見直し、夏休み、冬休み、長期休暇の短縮等で時数

を確保するなどして対策していくこととなります。

それから、3点目、中止となった運動会を再度検討する考えはないのかとのご質問ですけれども、まずは学校行事の実行、中止に関しましては、学校とPTAで協議決定するものでございまして、結論が出ないですとか特殊な場合以外は教育委員会としてはその決定には参与していないということをまずご理解ください。

義務教育には各学年により標準授業時数というものが定められておりまして、特別活動も合わせて年間総授業時数を定めております。4月からの臨時休校によりまして、小学1年生では121時間、中学1年生では142時間失っております。さらに、2年生以上の児童生徒は、本来学力定着を確認する時期である3月も臨時休校になったということで、相当時間を失っておりまして、その積み残しの部分もこの6月以降取り組んでいく必要があるということから、圧倒的に時数が足りないというのが状況になってございます。こうした状況から、小中学校の運動会、また体育大会は中止をし、時数確保に当てたものでございますけれども、実際それだけでは足りません。小中学校ともに夏休みの短縮を先ほど決定したところでございますが、さらに新型コロナウイルス感染の今後の状況では、この運動会の再考どころか学習発表会、学校祭などの中止、さらには冬休みの短縮の可能性も否定できません。

大切な学校行事が中止となり、子供たちには非常に辛い思いを強いることとなります。中学校では、中体連大会も中止になりまして、特に中学3年生の気持ちは計り知れないものがあります。スクールカウンセラー等を活用した心のケアにも充分配慮しながら今後取り組んでいくことが重要と考えております。今回の運動会、体育大会の中止決定は、学校としても苦渋の選択であるということをご理解お願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

6番議員、佐々木和夫君。

○6番（佐々木和夫君） ありがとうございます。

今課長から小学1年生で121時間ですか、中学1年で142時間、これが授業時間が不足しているということでございます。せんだっての新聞の中に分散登校を極力増やして登校した学校が結果として夏休みの日数が、これは雨竜の小中学校なのですが、これが夏休みの日数が25日持てると。この理由としては、先ほど言った分散登校が多く実施されたということでございます。それとまた逆に岩見沢、栗山、南幌、長沼、この岩見沢管内に関しましては、感染もかなりひどうございましたので、これが夏休みとしては9日しか持てないと。分散登校も当然感染が拡大していたものですからやっていないということでもございました。このことで先ほど短縮が決定したということをご課長さんが言われましたけれども、夏休みの日数等、冬休みの日数等もし分かるのであればお聞かせ願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（渡会寿男君） 答弁、教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） まず、中学校につきましては、夏休みの開始が8月に入ってということで、7月31日まで授業を持ちます。小学校につきましては、8月7日までを登校日とし、8月の8日から夏休みを開始すると。小中学校ともに8月18日から登校となる予定となっております。

参考までに申し上げますと、小学校1年生では年間授業時数が1,005時間、小学校6年生で1,122時間、中学校1年生では1,171時間、3年生では1,126時間、それぞれ標準授業時数に特別教科を加えてこの時数を実施するというで年間経営計画を立てておりましたけれども、今回このコロナによりまして、先ほど言った時数が足りなくなっていると。その中で、どの授業を実施し、どの行事を中止し、それはやはり学校長が児童生徒の最善の選択を選ぶということで協議し、学校内部で協議し、PTAと共に協議して決定するという状況になっております。先ほど佐々木議員おっしゃいましたそれぞれの小学校では延期して運動会を実施するというお話も聞いてございますけれども、本校ではあくまでもコロナウイルスが第2波、第3波、これを想定した上で、できるだけ標準授業時数を確保し、適切な学びを子供たちに与えるということを中心に実施したいと考えておりますので、このような結果になっているということで再度ご答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○6番（佐々木和夫君） ないです。

○議長（渡会寿男君） 以上で6番議員、佐々木和夫君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

ここでしばらく休憩をいたしたいと思えます。なお、再開につきましては3時5分再開とします。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時05分

○議長（渡会寿男君） 会議を再開いたします。

◎日程第19 議案第29号

○議長（渡会寿男君） 日程第19、議案第29号 妹背牛町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清水野 勇君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第30号

○議長（渡会寿男君） 日程第20、議案第30号 妹背牛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（廣田龍子君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第31号

○議長（渡会寿男君） 日程第21、議案第31号 妹背牛町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清水野 勇君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第32号

○議長（渡会寿男君） 日程第22、議案第32号 妹背牛町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清水野 勇君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第33号

○議長（渡会寿男君） 日程第23、議案第33号 妹背牛町介護予防・地域支え合い事業条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第24 議案第34号

○議長（渡会寿男君） 日程第24、議案第34号 工事請負契約の締結について（令和2年度弁天橋橋梁添架管更新工事）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（菅 一光君） （朗読、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（西田慎也君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第25 議案第35号

○議長（渡会寿男君） 日程第25、議案第35号 令和2年度妹背牛町一般会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（菅 一光君） （朗読、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（滝本昇司君）（説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君）これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君）質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君）討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君）異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第26 議案第36号

○議長（渡会寿男君）日程第26、議案第36号 令和2年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（菅 一光君）（朗読、記載省略）

○議長（渡会寿男君）提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清水野 勇君）（説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君）これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君）質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君）討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君）異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第27 議案第37号

○議長（渡会寿男君）日程第27、議案第37号 令和2年度妹背牛町介護保険特別会

計（サービス事業勘定）補正予算（第1号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（菅 一光君）（朗読、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清水野 勇君）（説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第28 議案第38号

○議長（渡会寿男君） 日程第28、議案第38号 令和2年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（菅 一光君）（朗読、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（西田慎也君）（説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 発議第6号

○議長（渡会寿男君） 日程第29、発議第6号 議会改革特別委員会の設置についての件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（菅 一光君） （朗読、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 提案理由の説明を求めます。

1 番議員、宮崎博君。

○1 番（宮崎 博君） （登壇） 発議第6号 議会改革特別委員会の設置について、提案理由の説明を申し上げます。

妹背牛町議会では、これまでの議会改革に向けた協議を今後も継続して取り組んでいく必要があることから、新たに議会改革特別委員会を設置し、議会改革の諸施策について総合的に調査研究を行うものであります。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（渡会寿男君） 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論なしと認めます。

これより発議第6号 議会改革特別委員会の設置についての件を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号 議会改革特別委員会の設置についての件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 発議第7号

○議長（渡会寿男君） 日程第30、発議第7号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 閉会中の所管(所掌)事務調査の申し出について

○議長(渡会寿男君) 日程第31、閉会中の所管(所掌)事務調査の申し出についての件を議題とします。

各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(渡会寿男君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎町長挨拶

○議長(渡会寿男君) 会議を閉じます。

町長より挨拶の申出がありましたので、ご紹介いたします。

町長、どうぞ。

○町長(田中一典君) 長時間お疲れさまでございました。

新型コロナウイルスを中心に、本当にいろんな騒動に巻き込まれたこの2か月でございました。確かに新型ということで、まだまだ分からないところもあるようでございます。しかしながら、我々が今まで経験した中で手洗い、うがい、そして消毒という、こういうオーソドックスなやり方がインフルエンザ等も含めましてこれからの感染症にもまた役立つことだということだけは分かっております。皆さんこれから妹背牛町が経済も回すとい

う言葉はちょっと雑でございますけれども、人間が生きていくときには感染症予防対策と同時に、それからやはり人と人との温かいコミュニケーション、その中にある情熱というものがなければ私たちの社会は動いていきませんし、それがきちんと回りますと経済もまた回っていくのかなと思っております。町民の皆さん、それから議会の皆さんと一緒に、これからまだ長丁場で続くと思います終息までの時間を皆さんと一緒に力を合わせて乗り切っていきたいと思っております。

本日いただきました様々な町民生活に関わるご質問は、私たちがこれから担当課を中心に妹背牛町の動きをつくっていくときのための大きな指針となりますし、それを大切に思っていていきたいと思っております。

本日は、全議案可決ありがとうございました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（渡会寿男君） これで令和2年第2回妹背牛町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員